

北海道デザイン経営実践事例集、 外国出願補助金について

2025年7月14日（月）

北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

【問合せ先】

TEL : 011-709-2311（内線2586）

E-mail : bz1-hokkaido-chizai@meti.go.jp

1. 北海道デザイン経営実践事例集

- 全国的にデザイン経営に取り組む企業が増えつつある昨今、道内企業や支援機関へのヒアリングの結果、「**デザイン経営と聞くとそれだけで敬遠してしまう。**」「**デザイン経営は知っているが、なかなか自分事として考えられない。**」との声が複数聞かれた。
- 道内企業の身近な導入例を示すため、デザイン経営を実践している**道内企業7社を対象に座談会とインタビューを実施。**デザイン経営を実践するにあたり取り組むべき3つのデザイン（人格形成・文化醸成・価値創造）※の観点から、各企業の取組を紐解き紹介する事例集を作成した。※経済産業省 特許庁「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック2」

「自社らしさ」が未来を変える-北海道デザイン経営実践事例集-



座談会

- ・ 株式会社水野染工場（旭川市）
- ・ サザエ食品株式会社（札幌市）
- ・ プロテック株式会社（札幌市）
- ・ 株式会社アトリエテンマ（札幌市）

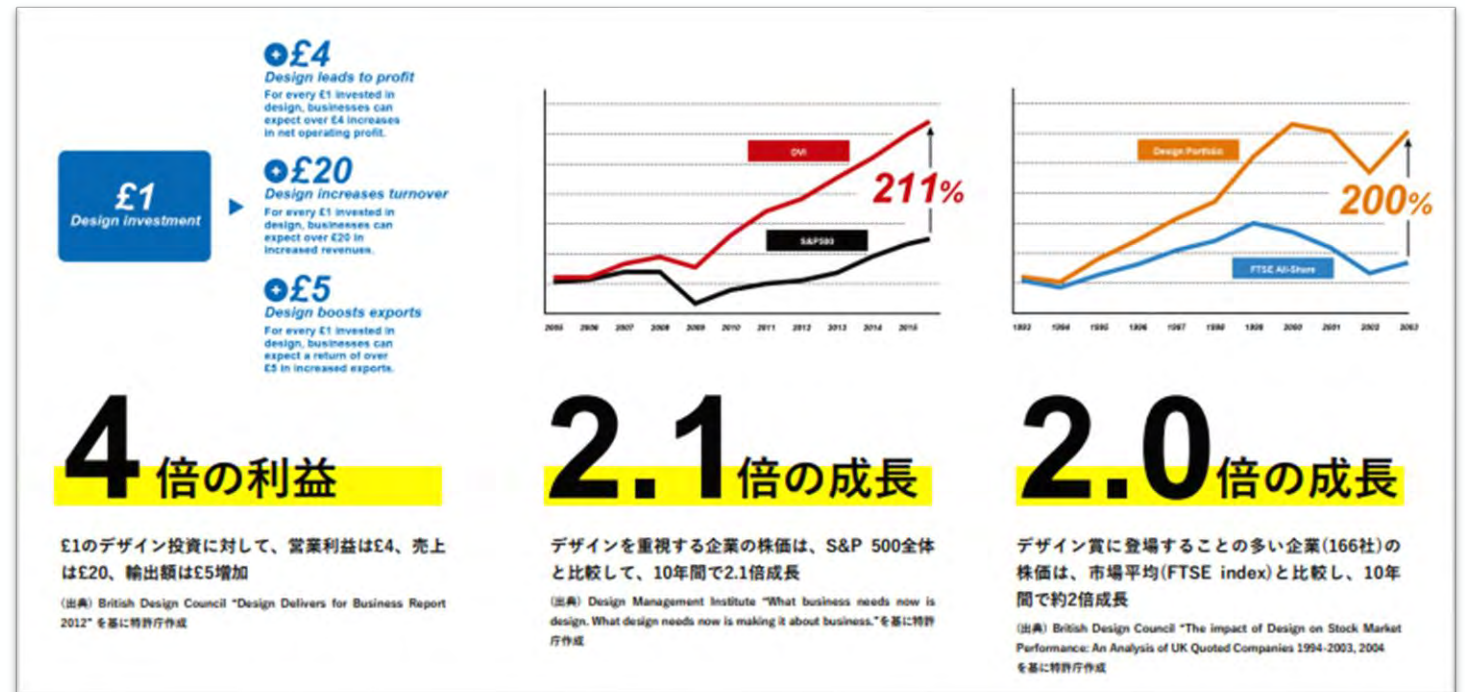
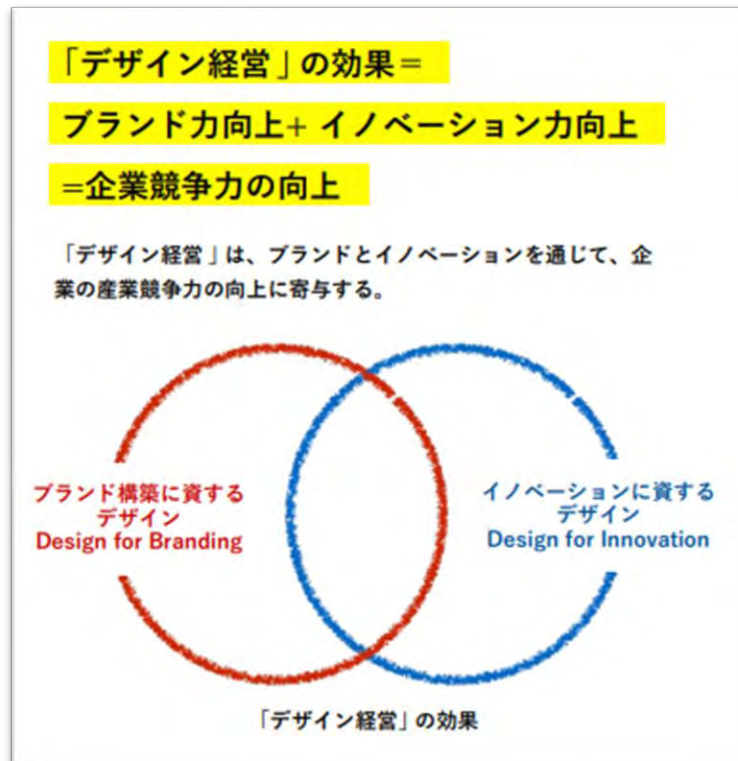
個別インタビュー

- ・ 株式会社青井商店（旭川市）
- ・ 一鱗共同水産株式会社（札幌市）
- ・ 株式会社トーシン（札幌市）

「デザイン経営」とは

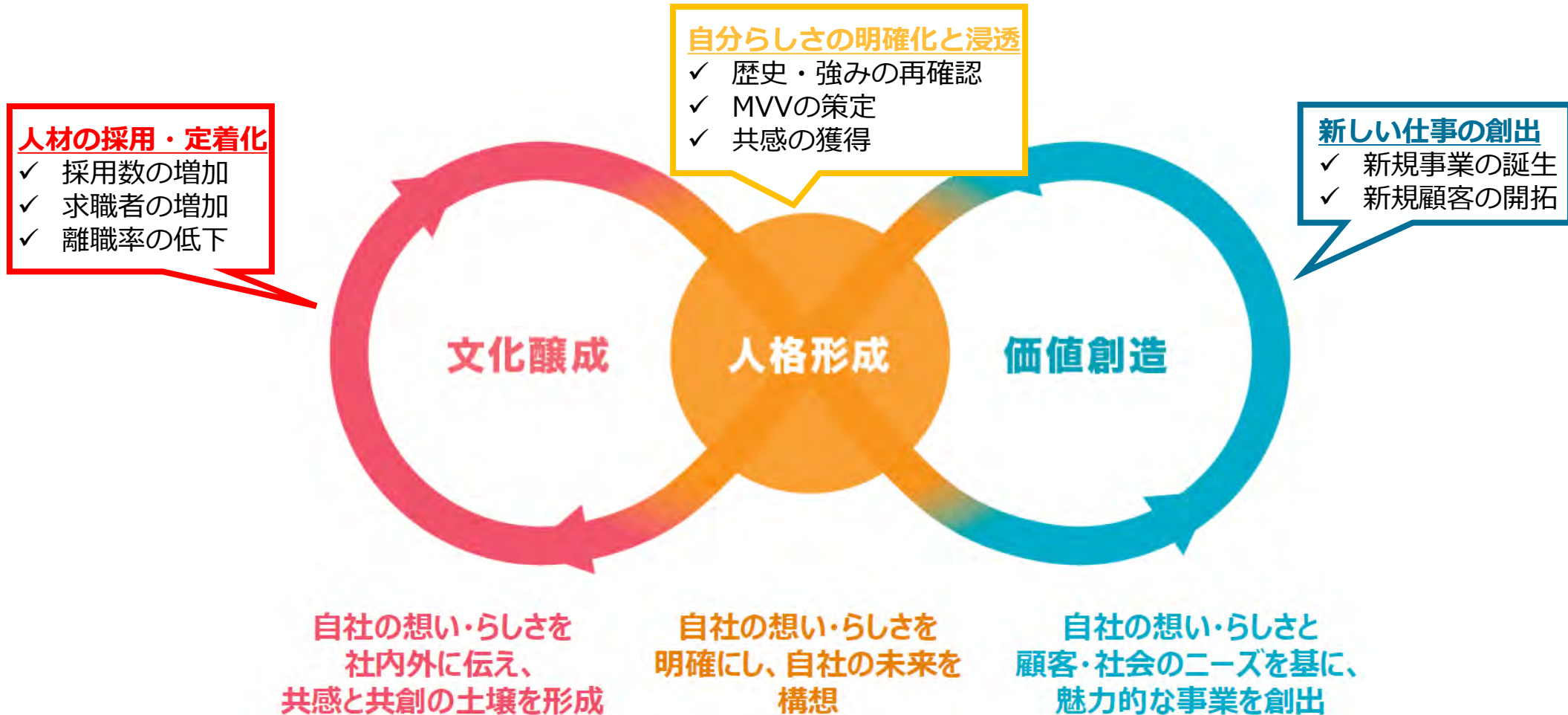
= 企業価値を向上させるためにデザインを活用し、ブランドの構築、イノベーションの創出そして経営全体の変革につなげる手法のこと

- 社会や産業構造に大きな変化が生じている昨今、企業が生き残るためには真に顧客に必要とされる存在に生まれ変わることが重要。
- 経済産業省 特許庁は「産業競争力とデザインを考える研究会」の報告書として『「デザイン経営」宣言』を2018年5月に公表し、「デザイン経営」の推進を提言。



3つのデザインによる好循環モデル

- 企業がデザイン経営を実践するにあたり取り組むべきデザインとして「人格形成」「文化醸成」「価値創造」の3つを示している。



事例集コンテンツ紹介

1. 座談会

- デザイン経営を自社に取り入れている経営者がその意義・成果について語る。



株式会社水野染工場（旭川市）
代表取締役 水野 弘敏 氏

- ・ 明治40年創業の老舗印染会社の4代目。
- ・ 「売れる色と柄」を選ぶため、色の専門家やデザイナーとタッグを組んだ。お客様の動線の分析やディスプレイも専門家に手助けしてもらった。
- ・ パートナーは絶対自分で選ぶ。自分の思考に共感してくれて、イメージを広げ育ててくれる人に話をしたい。
- ・ 美瑛町に藍染めの体験工房を作った。日本古来から伝わる藍染技術を後世に残したい。



プロテック株式会社（札幌市）
代表取締役 小松 麻衣 氏

- ・ 創業38年のシステム会社の2代目。
- ・ 北海道経済産業局のデザイン経営セミナーを受け、経営理念を社員に言い聞かせるようになった。
- ・ 福祉事業所で制作している商品を販売するECサイトを立ち上げた。事業所の売り上げが伸び、障害がある方の賃金上がり、事業所全体の満足度や幸福度が上がって自社の良さも知ってもらうという循環を見据えている。
- ・ デザイナーを採用し、自社内でのデザイン人材の育成にも取り組んでいる。



サザエ食品株式会社（札幌市）
商品部 ゼネラルマネージャー 藤井 崇 氏

- ・ サザエ食品に新卒で入社し、2023年から新社長のもとでリブランディングを推進。
- ・ 2024年にロゴを一新し、『手のひらに、想いをのせて。』というコンセプトを定めた。
- ・ エイトブランディングデザインがパートナーとなり、社内にプロジェクトチームを設置した。
- ・ 創業者の思いや歴史に立ち返り、おはぎとおむすびを中心とする商品ラインアップに変更。
- ・ 従業員の「自分ごと化」が進み、社員が活発に意見を言うようになった。



株式会社アトリエテンマ（札幌市）
代表取締役 長谷川 演 氏

- ・ 建築・インテリアデザインを中心に、幅広いプロダクトを手がける。
- ・ アイデアは経営者との対話の中から見えてくる。合気道のように、相手のエネルギーを活かしながら最小限の力で最大限の価値を引き出す。
- ・ 小学生から経営者まで幅広い層を対象に「デザイン塾」を行っている。デザインとは、自分の目指すところを伝える力、それをイメージして自分でやり切る力だと思う。

2. 事例紹介

① 株式会社青井商店（旭川市、作業用品卸売・オリジナル用品開発販売）

- 青井社長自らがデザイナー的役割を担う。顧客の声を徹底的に拾い上げ、寒冷地の現場ニーズを反映した独自ブランド「AOI WORKS」を確立し、卸売業から脱却。他社からの模倣を防ぐため、商標も取得。
- 製品のデザインも手がけつつ、品質の良さを武器にロシアや中央アジアへの輸出など、海外展開にも成功。
- 会社の未来をデザインするのは経営者自身。



代表取締役 青井 貴史 氏



- ・ 現場で築いた実績と信頼
- ・ 「皆がやらないことをやる」

- ・ 「会う」ことで築く信頼
- ・ 「国」ではなくて「人」を見る
- ・ 自由な社風で自分ごと化

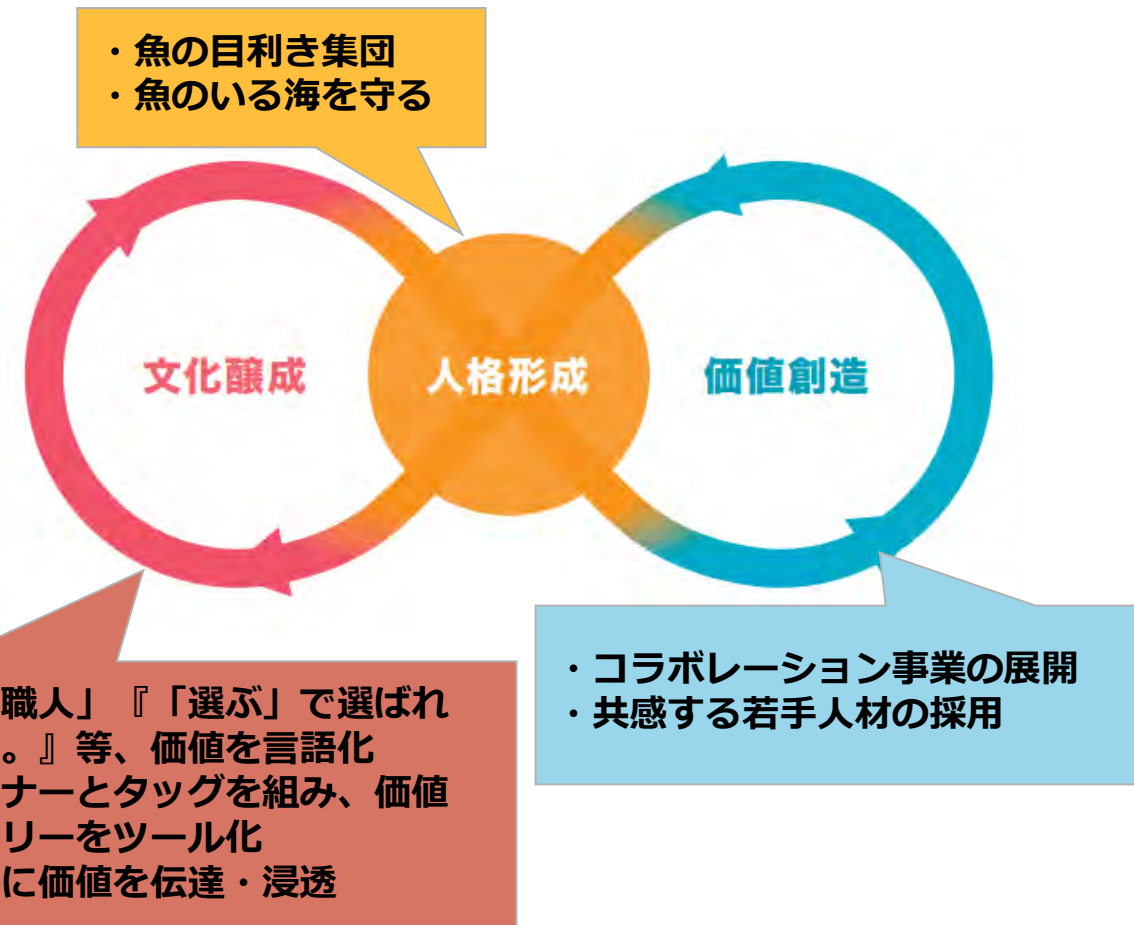
- ・ 徹底した顧客目線の商品開発
- ・ 独自ブランド「AOI WORKS」
- ・ 商標でブランドを守る

② 一鱗共同水産株式会社（札幌市、水産卸売業）

- 採用難に直面し、仲卸という仕事の価値の見える化にデザイナーと共に挑戦。『「選ぶ」で選ばれている。』という仲卸の本質を表す言葉を生み出し、HPやパンフレットに展開。
- このデザイン経営の取組が共感を呼び、飲食店経営者とながら、共同プロジェクトの「一鱗酒場」が誕生。



（右）取締役副社長 本間 雅広 氏

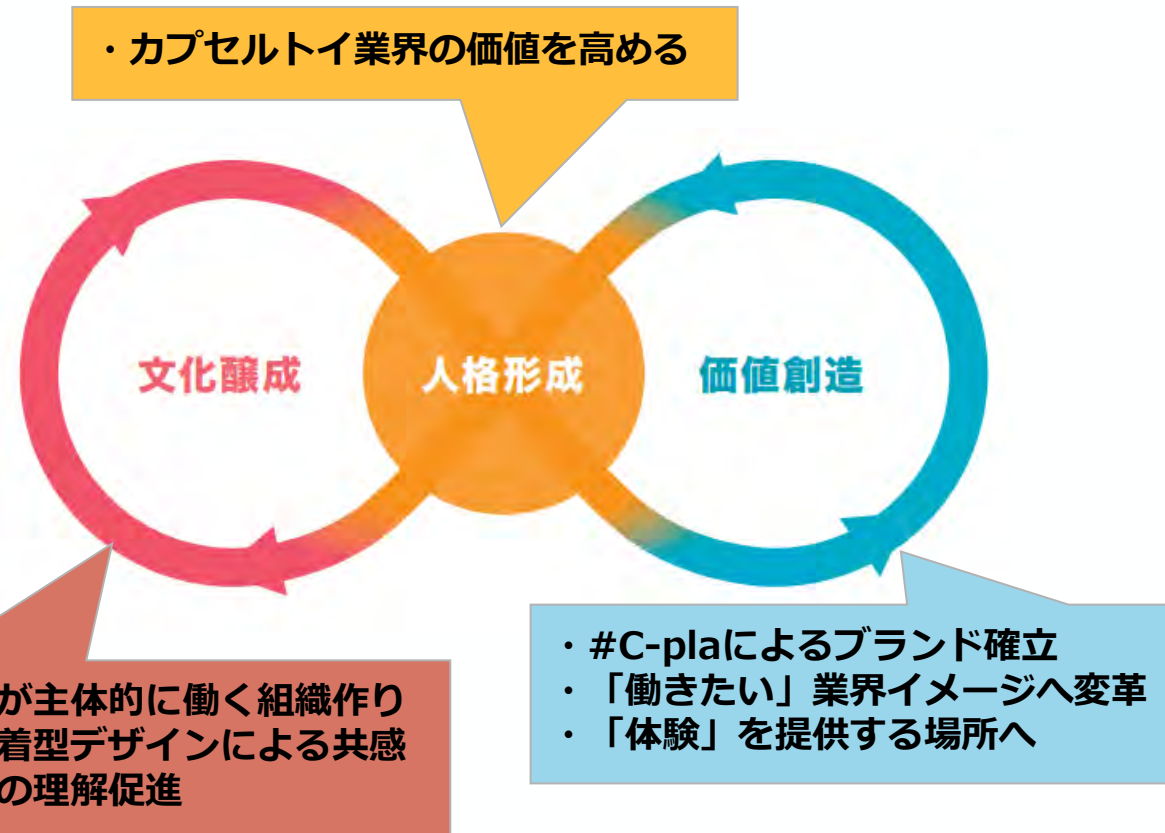


③ 株式会社トーシン（帯広市、アミューズメント・カプセルトイ事業）

- デザインの力によって、「汚い・古い・怪しい」と言われていたカプセルトイ業界のイメージを大きく転換。
- デザイナーとタッグを組んで、未来的なビジュアルとワクワクするデザインをモチーフとする専門店「#C-pla」をオープン。現在は全国に200店舗を展開する人気店となり、売上100億円を突破。
- 業界及び企業イメージの一変により新卒採用の倍率は50倍の人気を誇る。



（右）代表取締役 宮本 達也 氏

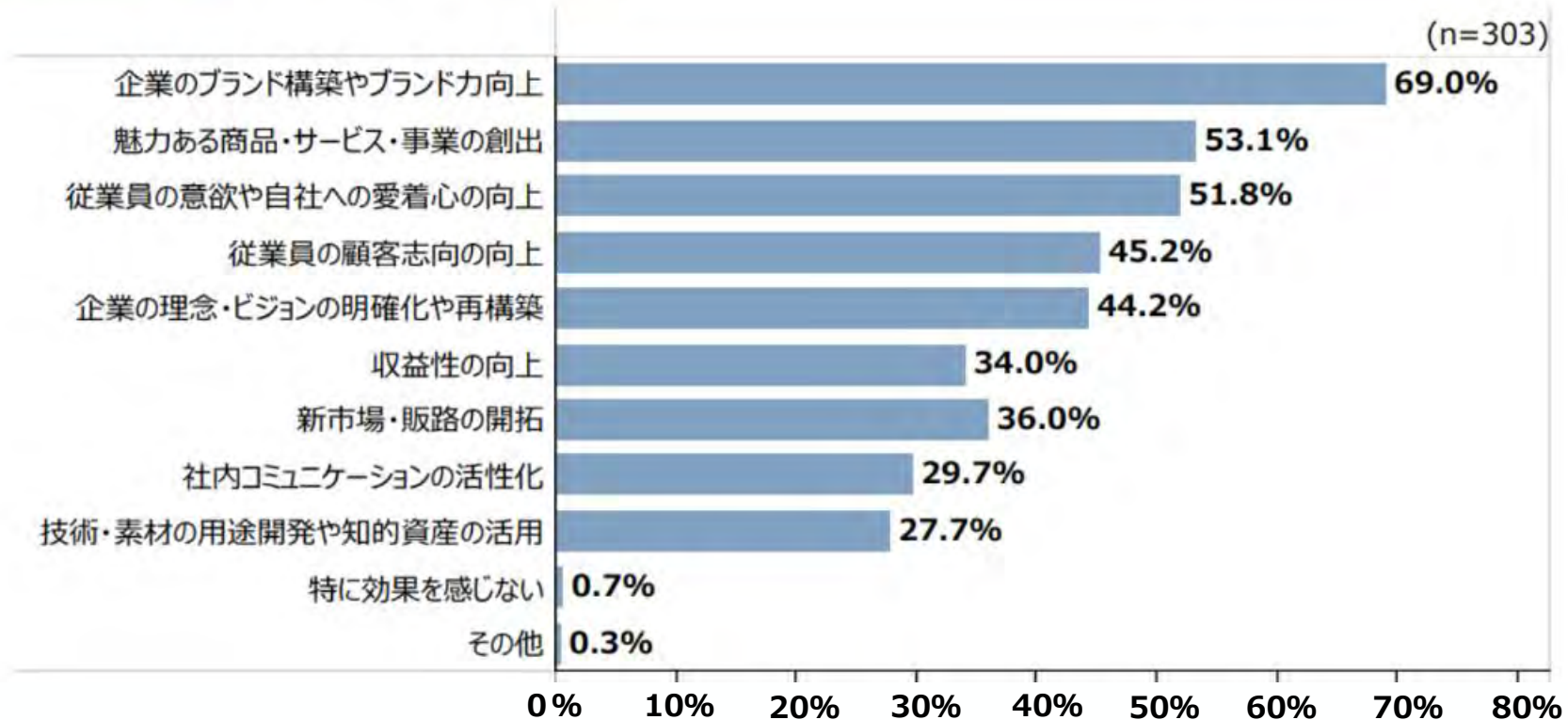


(参考) デザイン経営の効果

①デザイン経営が定着している中小企業はブランド力向上などを実感

第2-2-14図

デザイン経営による効果



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」

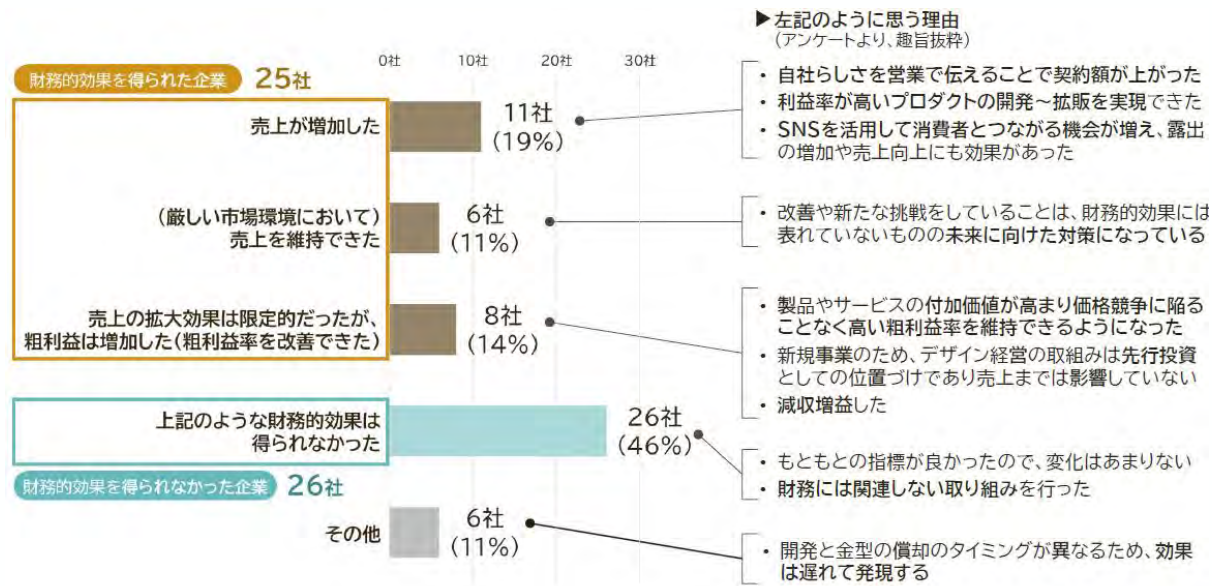
(注) 1.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

2.デザイン経営について、「既に取り組み、定着している」と回答した企業を集計対象としている。

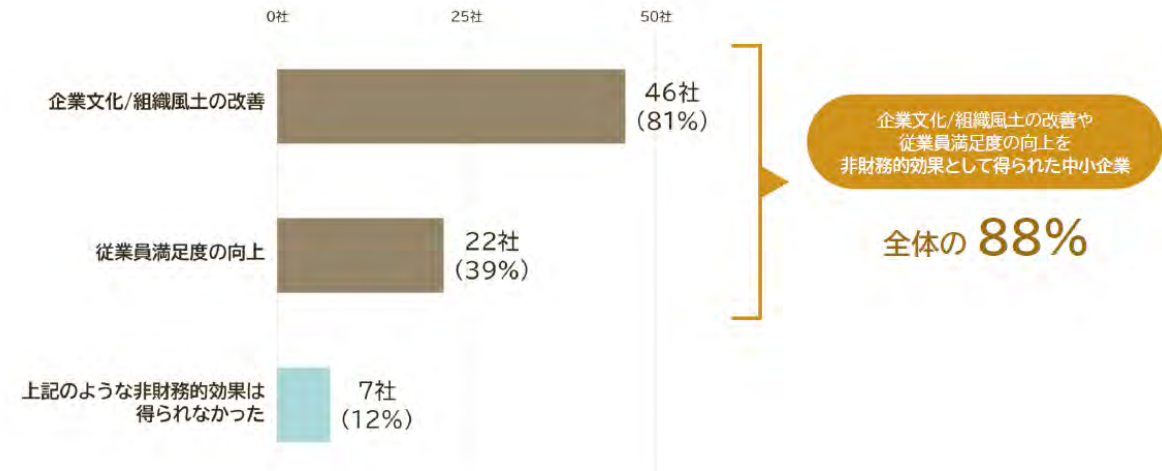
②財務的効果も44%の企業が実感

- 過去にデザイン経営支援プログラムに参加した企業を対象に行ったアンケート調査※によると、**「財務的効果を得られた」と回答した企業が44%。**
- **また88%の企業が「非財務的効果を得られた」と回答。**企業文化/組織風土の改善や、従業員満足度の向上を実感している。

【財務的効果】（アンケートより） | 回答企業数57社



【非財務的効果】（アンケートより） | 複数回答可、回答企業数57社



※ 2020年～2023年に中部・近畿地方において実施された9つのデザイン経営支援プログラムを対象に中小企業90社超にアンケートを送付し、57社からの回答。

2. 外国出願補助金

- 中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費の一部を補助することで、中小企業等の戦略的な外国出願を促進し、知的財産権を活用した海外展開支援を行う。
- 地域版（事務局：公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）と全国版（事務局：独立行政法人工業所有権情報・研修館）がある。

【事業スキーム】

事業類型	対象	1出願に対する補助上限/補助率 ＜出願手続＞	1手続に対する補助上限/補助率 ＜中間応答、審査請求＞ ※全国版のみ
特許	・申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、優先権を主張して外国に出願する予定のもの。＜出願手続＞ ・過去にINPIT・特許庁の「外国出願補助金」を利用し、出願した特許案件のうち、「拒絶理由通知」を受領しており、拒絶理由に「新規性」、「進歩性」が指摘されたもの。 ＜中間応答＞ ※全国版のみ ・過去にINPIT・特許庁の「外国出願補助金」を利用し、出願した特許案件のうち、まだ審査請求を行っていないもの。 ＜審査請求＞ ※全国版のみ	150万円 / 1/2以内	50万円 / 1/2以内
実用新案、意匠、商標		60万円 / 1/2以内	
冒認対策商標		30万円 / 1/2以内	

＜出願手続＞ 1 法人に対する補助上限額は300万円。なお、全国版の場合、試験研究機関等は 1 法人当たりの上限額なし。

＜中間応答、審査請求＞ 1 法人当たりの上限額なし。

要件・公募期間

【要件】

項目	
対 象 者	＜地域版＞・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ。 ・地域団体商標については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。 ＜全国版＞・中小企業者、組合、試験研究機関等。
補 助 対 象 経 費	① 外国特許庁への納付手数料、② ①に要する国内代理人・現地代理人費用、③ ①に要する翻訳費用
応 募 及 び 問 合 せ 先	＜地域版＞ 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 TEL : 011-232-2403 E-mail : jyoseishien@hsc.or.jp ＜全国版＞ 独立行政法人工業所有権情報・研修館 外国出願補助金事務局 TEL : 03-3502-5424 E-mail : info@gaikoku.inpit.go.jp

【公募期間】

＜地域版＞○第1回：令和7年4月22日（火）～5月30日（金）（募集終了）

○第2回：令和7年7月中旬頃予定

＜全国版＞○出願手続 第1回：令和7年5月12日（月）～6月16日（月）（募集終了）

第2回：令和7年9月上旬頃予定

○中間応答・審査請求：令和7年7月1日（火）～12月22日（月）17:00

『令和7年度 知的財産支援メニュー説明会を開催します
～ 道内の13支援機関の施策を一挙紹介 ～』



INPIT加速的支援 施策紹介

オーダーメイド型専門家派遣を通じ企業の事業成長を支援

令和7年7月

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
知財活用支援センター 加速的支援室調整担当



【問合せ先】

TEL: (北海道地域統括) 070-1468-5875

E-mail: nakayama-shinji@inpit.go.jp

INPIT（インピット） 独立行政法人 工業所有権情報・研修館

National Center for Industrial Property Information and Training

- 経済産業省・特許庁所管の
独立行政法人
- 特許庁と連携し、
知的財産（特許・意匠・商標等）
に関する総合支援を行う機関



INPIT（工業所有権情報・研修館）について



◎本部事務所

住所：〒105-6008

港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー8階

部署：総務部、研修部、知財人材部、知財情報基盤センター、情報システム部、知財情報部、
知財活用支援センター、地域支援部、知財戦略部

設置窓口等：○海外展開支援窓口 ○営業秘密支援窓口

○アカデミア知財支援窓口 ○スタートアップ知財支援窓口

○特許庁分室

住所：〒100-0013

千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁庁舎1、2階

部署：公報閲覧・相談部

設置窓口等：公報閲覧室、産業財産権相談窓口

○虎の門分室

住所：〒100-0013

千代田区霞が関三丁目8番1号 虎ノ門ダイビルイースト2階、7階

設置窓口等：一般研修教室（2階）、VDT研修教室（7階）

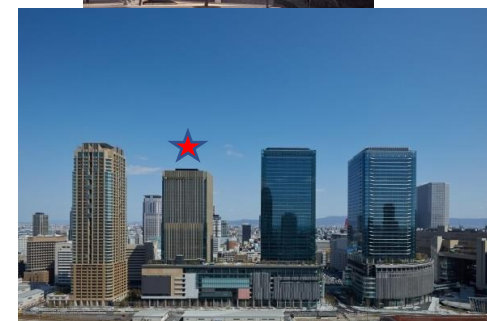
○近畿統括本部（INPIT-KANSAI）

住所：〒530-0011

大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC9階

部署：事業推進部

設置窓口等：関西知財戦略支援専門窓口、高度検索用端末利用室、
出張面接室、オンライン面接室



INPIT（工業所有権情報・研修館）について



INPITは、基本理念である「知的財産の創造・保護・活用を通じて産業社会の発展に貢献」の下に、ブランドメッセージ、MVVを定め、役職員が一体となってサービスの向上に取り組んでいます。

ミッション（経営理念・存在意義）

ビジョン（目指すべき未来の姿）

バリュー（共有する価値・行動規範）

Mission
ミッション

●「知」を芽吹かせ、共に価値にする

知という「財産」（アイデア・技術・デザイン・ブランドなど）を見つけ、共に考え、行動することで、経済的・社会的な価値に繋がります。

Vision
ビジョン

●知財を身近に、社会を豊かに

生活や経営のそばに知財があり、人々が今よりもっと面白く、賢く、豊かに暮らせる社会を目指します。

●知財の輪をつなぐ要に

知財経営支援の中核機関として、情報を届け、多様な人材を育て、結びつけ、ネットワークを築きます。

Value
バリュー

●公正、誠実、情熱

独立行政法人として、公正な立場で、誠実に、情熱を持って業務に取り組めます。

●挑戦と成長

現状に満足せず、新たな課題解決にチャレンジし、成功からも失敗からも学び、職員及び組織全体が日々成長し続けます。

●チームで生み出す成果と信頼

部署間での連携や他の支援機関との連携をスピード感をもって進め、最適なサービスの提供により、信頼される存在となります。

< INPIT事業の四本柱 >

1. 知財のエコシステムを支える

知財課題発掘

- ・知財総合支援窓口の設置
- ・知財戦略エキスパートの設置
- ・地域の関係機関と連携した支援
- ・伴走支援と知財経営成功事例の創出
- ・大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援

2. 産業財産権情報インフラの整備 とその利活用

- ・特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）、
画像意匠公報検索支援ツール（Graphic
Image Park）、
新興国等知財情報データバンク、
開放特許情報データベースの運用
- ・IPランドスケープ事業
- ・フォーラムの開催

3. 知財エコシステムを支える人材 育成

- ・知財人材育成教材（IP ePlat）
- ・ケーススタディ教材の開発・普及事業
- ・パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト
の実施
- ・知財学習支援
- ・セミナーの開催

4. 世界最速・最高品質審査を始め とする特許行政への貢献

- ・特許庁職員に対する研修
- ・調査業務実施者の育成研修
- ・審査・審判関係資料の収集、閲覧
サービスの提供及び電子データの
整備等

INPIT知財総合支援窓口について



◆INPIT知財総合支援窓口

- ・中小企業等の経営課題の解決に向けて「知的財産」の側面から支援する支援窓口。
- ・47都道府県に設置。

Point1 窓口に在籍する経験豊富な企業OB等の支援担当者が、お話を通じて「経営」と「知的財産」の課題を把握し、知的財産の基本的な説明から事業・知財戦略の策定助言まで、相談内容に応じて幅広くアドバイスします！**すべて無料**です。

Point2 より専門的な内容の相談は、弁理士・弁護士・ブランド専門家・デザイナーといった**専門家と連携して支援**します！

Point3 関係支援機関とも連携し、多方面からきめ細かな支援を行います！

効率的・網羅的な支援を提供します



1. 加速的支援とは



- ★「自社の独自の技術を生かして新商品開発に挑戦したい！」
- ★「これまで育ててきた自社のブランドをもっと世の中に広げていきたい！」
- ・・・そんな熱意ある企業のみなさまをINPITが支援する支援策です！

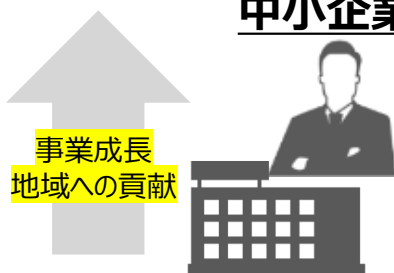
⇒INPITが提供する**専門家・集中支援プログラム**。企業の課題を分析した**支援計画書を作成、オーダーメイド型の支援**を通じて、企業の「成長ストーリー」の実現を目指します。

【★ポイント★】

- ① 独自性のあるアイデア・技術・サービス・地域資源などの知的資産を活用し、 **事業の成長を加速させたい**
- ② 自社の知的資産を活用し、事業成長に対する方向性やビジョンを明確化することで、 **具体的な戦略策定・実行**へとつなげたい
- ③ 1年から1年半にわたる専門家によるオーダーメイド型集中型伴支援支援を通じて、 **経営環境、社内環境、組織的体制の整備**したい（年度またぎ可能！）

知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対して、INPITから専門家チームを派遣、伴走支援を行うことで、支援先企業の**組織の能力（ケイパビリティ）を高め、事業成長**を実現

中小企業



- ✓ 市場ニーズに合わせた商品開発能力、サービス能力向上
- ✓ ブランド、PR力向上
- ✓ 顧客、パートナー、マーケティング等販売能力向上
- ✓ 法規制等ビジネス環境への対応、契約アドバイス …等

INPIT
加速的支援室



- ・課題に適した専門家チームを派遣
- ・約1年～1年半の集中型伴走支援
- ・知財総合支援窓口が継続的にフォロー



**専門家
チーム**



チームリーダー
(中小企業診断士/弁理士等)



各種専門
家



弁護士



デザイン
/ブランド
専門家



大企業
OB



知財総合支援
窓口担当者



[リンク](#)



支援対象

【①知的資産の保有状況】

独自性のあるアイデア・技術・サービス・地域資源など、**経営成長につながる知的資産**を保有している。

【②ビジョン・将来性】

経営者が知的資産を活用した**事業成長に対する方向性やビジョン**を有している。

【③経営者の人柄・関与】

経営者に**熱意・リーダーシップ**があり、支援を受けるに当たって**積極的に対応・行動**できる。

【④社内体制】

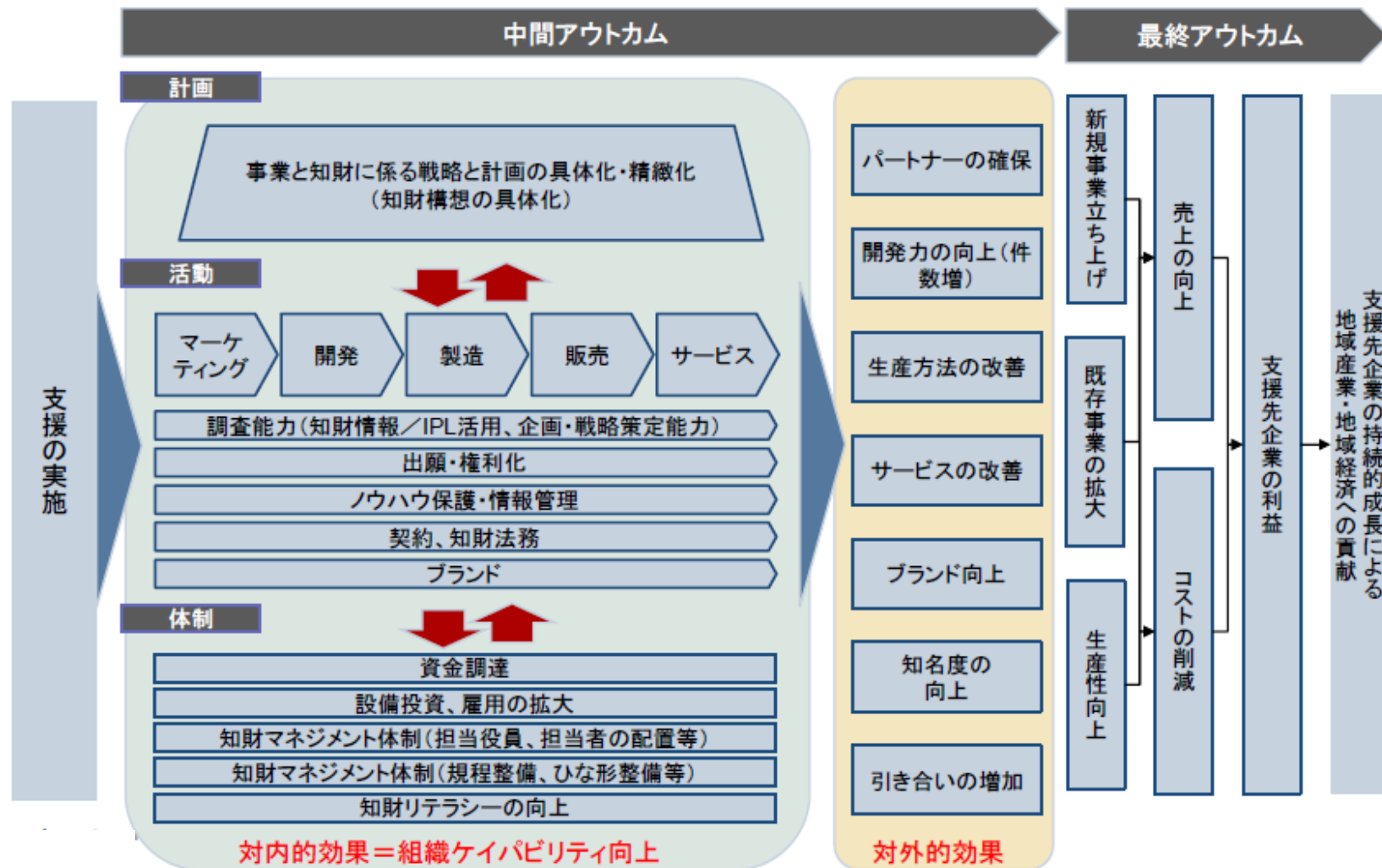
支援を受け入れる**社内環境、組織的体力**が望める。

【⑤安全性】

支援の実施にあたり、**重要な企業経営上のリスク**がない。

※チームリーダー及びメンバーの専門性は、案件に応じてケースバイケース

加速的支援では、経営者様の想いを実現するために必要と考えられる**組織の能力（ケイパビリティ）を高める**ことで、想い（事業成長）の実現に近づけていくことを狙っています。



知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対して、INPITから専門家チームを派遣、伴走支援を行うことで、支援先企業の**組織の能力（ケイパビリティ）を高め、事業成長**を実現します。

【支援対象企業】 ～加速的支援対象企業選定基準より～

【①知的資産の保有状況】

独自性のあるアイデア・技術・サービス・地域資源など、**経営成長につながる知的資産**を保有している。

【②ビジョン・将来性】

経営者が知的資産を活用した**事業成長に対する方向性やビジョン**を有している。

【③経営者の人柄・関与】

経営者に**熱意・リーダーシップ**があり、支援を受けるに当たって**積極的に対応・行動**できる。

【④社内体制】

支援を受け入れる**社内環境、組織的体力**が望める。

【⑤安全性】

支援の実施にあたり、**重要な企業経営上のリスク**がない。

【①地域団体商標の保有状況】

地域団体商標を**保有しているか出願中**である。

【②ビジョン・将来性】

商標権利者（出願人）とその構成員が地域団体商標を活用した事業成長に対する方向性やビジョンを有している。

【③推進体制と熱意】

事務局が設置されており、支援チームとスムーズなやり取りできる体制が整っている。

商標権利者（出願人）、支援チームとの窓口となる実務的な推進役（商標権利者（出願人）を代表して支援を受ける者）に熱意・リーダーシップがあり、支援を受けることに対して積極的である。

【④商標権利者（出願人）組織内の体制】

支援を受け入れる**社内環境、組織的体力**が望める。

【⑤安全性】

支援の実施にあたり、重要な団体運営上のリスクがない。

【★補足★】

- ・特許庁・経産局、地方自治体等からの推薦団体
- ・自治体、地域産業支援団体（商工会議所、商工会含む）の推薦又は既に（過去含む）支援を受けている団体である。
- ・商標権利者に加えて、自治体、観光協会など関係者との連携体制が構築されている。

加速的支援開始までのステップと役割（一例）



支援企業



各県 窓口担当

INPIT機能強化マネージャー プログラムオフィサー／専門家

知財総合支援窓口による推薦

- 窓口から支援を受けており、知財を軸に事業成長を検討している企業

- 知財総合支援窓口の中で、加速的支援の候補企業様としてご支援に向けた検討に着手して、候補企業があれば事業責任者と相談の上、加速的支援候補フラグを立てる

- ご推薦を頂いた候補企業について、これまでの知財総合支援窓口を通じて実施させて頂いたご支援や資料等に基づく現況の整理

ヒアリングの設定

- ヒアリングには原則として経営者の方が対応。
- 事業や製品概要、その他参考資料がありましたら事前に準備。

- ヒアリングを行うINPIT加速的支援室強化マネージャー、プログラムオフィサー／専門家との日程調整

- ヒアリングの準備をさせていただきます（事前情報の分析等）

ヒアリングの実施 （1～2回程度）

- 経営者様の想い
- 支援に対するご要望

- 企業にとって身近なアドバイザーとして、知財活動の状況や知財についての課題等、必要に応じて経営者様のご説明を補足するなど、支援チームの一人として参加します

- 経営者様の想いを共有した上、実現していくための課題を整理させて頂くために必要なことを確認

支援計画のご提案

- 支援チームがご提案する、支援のゴールと支援内容を確認
- その際、ご支援と並行して自社が取り組むべき内容もご確認

- 支援チームの一員として企業にとってご満足いただける、不安のない支援計画となっていることを一緒に考えます

- 支援計画を確認し、INPITへ提出・確定させ、加速的支援承認後に支援開始を指示します。

知財総合支援窓口の更なる支援機能強化を図るべく、窓口機能強化事務局・POと連携しながら、加速的支援の全体マネジメントを行います。

具体的には

- ・ 加速的支援候補の掘り起こしのための窓口との連携
 - ・ 加速的支援候補企業の選定
 - ・ 加速的支援候補企業へのヒアリング、支援計画へのアドバイス
 - ・ 加速的支援体制の構築(リーダー・専門家の決定・変更)
 - ・ 採択済み加速的支援案件への支援同行やアドバイス、進捗管理、実績の評価分析
- 加速的支援オプションメニュー、支援期間の延長・中止等の申請内容確認 など



尾崎 大介

(おざき だいすけ)

弁理士資格保持

- ・ JFEスチール(株)
知的財産部主任部員
(弁理士チーム チームリーダー)
- ・ JFEテクノロジー(株)
知的財産事業部知財調査部主査



小嶋 豊誠

(こじま とよせい)

弁理士

- ・ パナソニック (株)
AVC知財チーム 参事
- ・ 静岡大学
イノベーション社会連携推進機構
産学連携推進部門
部門長・特任教授・コーディネーター



藤井 徹

(ふじい とおる)

知的財産管理技能士、知的財産アナリスト

- ・ サントリー (株)
技術開発本部生産技術部 課長
- ・ サントリーホールディング (株)
知的財産部専任部長
- ・ 日本知的財産協会
人材育成委員会小委員長



眞野 豊司

(まの とよじ)

- ・ キヤノンITソリューションズ (株)
法務・知的財産部 課長
- ・ キヤノンマーケティング
ジャパン (株) 知的財産部 主管
- ・ 情報サービス産業協会
知財・法務委員会 委員

令和6年度、INPITではモニタリング定性指標1-7に基づき支援実績をHPで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、支援プロセス等を詳細に纏めたもの10社を選定し公表します。

【選定企業】

事業成長につながったと評価できる企業54社のうち10社

【体裁等】

インタビュー形式

参考：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/02.html>

【インタビュー内容】

- ①事業成長上の効果が認められた企業
- ②知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献する
- ③専門家チームとのやり取り
- ④経営者の考え方の変化、腹落ちするまでのプロセス

【取材先企業】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①株式会社浅沼醤油店（岩手） | ⑥株式会社伊藤（山口） |
| ②株式会社テクリコ（大阪） | ⑦株式会社マイクロサポート（静岡） |
| ③丸山繊維産業株式会社（奈良） | ⑧株式会社SUNAO製菓（宮崎） |
| ④株式会社リュウクス（沖縄） | ⑨有限会社丸高重量（新潟） |
| ⑤株式会社三友精機（東京） | ⑩株式会社ユームズ・フロンティア（三重） |



掲載場所：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/02.html>

加速的支援の広報動画を作成しました。

窓口職員及び各関係機関職員が本動画を見ることによって加速的支援のイメージを掴みやすくすることを目的としています。

1 本目：窓口を身近に感じていただくような、加速的支援をわかりやすく説明しているフランクな雰囲気

1.株式会社浅沼醤油店（岩手県）

支援テーマ「伝統技術を活かした新たなビジネスへの展開」

受けた支援：ビジネスモデル整理を通じた事業戦略の構築、ブランディングと顧客開拓（マーケティング）との方針策定、知財戦略の構築、販売促進・認知向上戦略の策定と実践、知財マネジメントの体制づくりと実践

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/files/docs/iwate_asanumashoyu.pdf



2 本目：地域とのつながりを紹介するような動画

山川水産加工協同組合（指宿鯉節）【地域団体商標】

支援テーマ：指宿鯉節の知名度向上を通じて指宿市も更に有名に！

受けた支援：ブランディング強化、新商品開発及び知財化、体制構築

https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/files/docs/kagoshima_yamakawa.pdf



掲載先 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/03.html>



知的財産侵害物品の差止申立制度



財務省函館税関

【問合せ先】

部署名：函館税関業務部知的財産調査官

T E L：0138-40-4255

E-mail：hkd-gyomu-chizai@customs.go.jp



税関の3つの使命

1. 国民の安全・安心の確保

覚醒剤等の不正薬物や銃器、テロ関連物品、**知的財産侵害物品**等、国民の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入の水際取締りを行う。

2. 適正かつ公平な関税等の徴収

適正かつ公平な関税等の徴収と納税者の利便性向上を図る。税関で徴収する関税・消費税等の額は、令和5年度で約13.1兆円。我が国の国税収入の約16.9%を占める。

3. 貿易の円滑化

貿易の秩序維持と健全な発展を目指し、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理の実現を図る。

輸入してはならない貨物

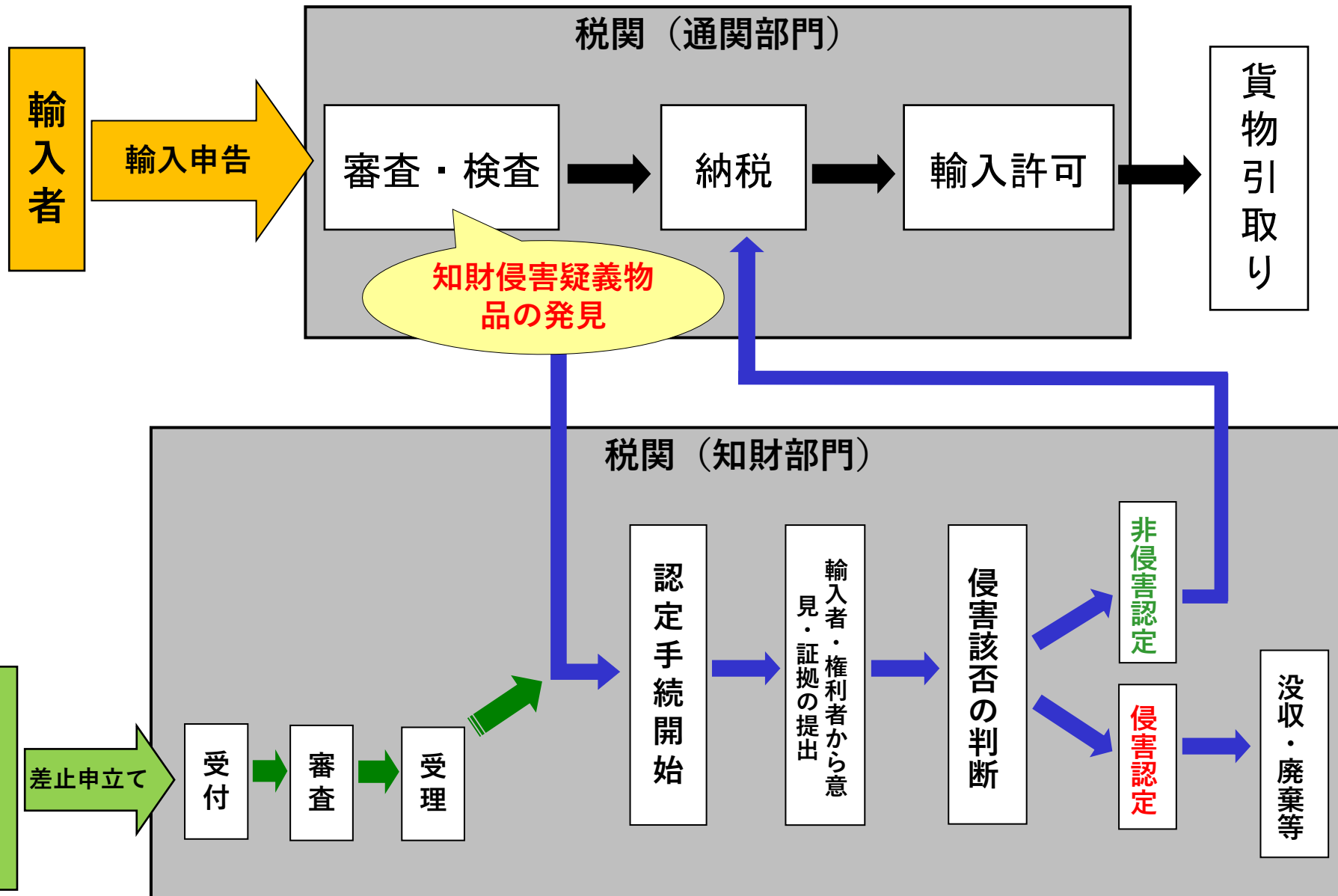
関税法第69条の11

「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。」

第1号	麻薬、覚醒剤等
第1号の2	指定薬物
第2号	拳銃、銃砲弾等
第3号	爆発物
第4号	火薬類
第5号	化学兵器原料等
第5号の2	病原体等
第6号	貨幣・郵便切手・有価証券等の偽造品
第7号	わいせつ物品
第8号	児童ポルノ
第9号	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品（次号に該当するものを除く）
第9号の2	意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為にかかるもの）
第10号	不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号に掲げる行為を組成する物品



輸入申告から引取りまで



「差止申立て」とは

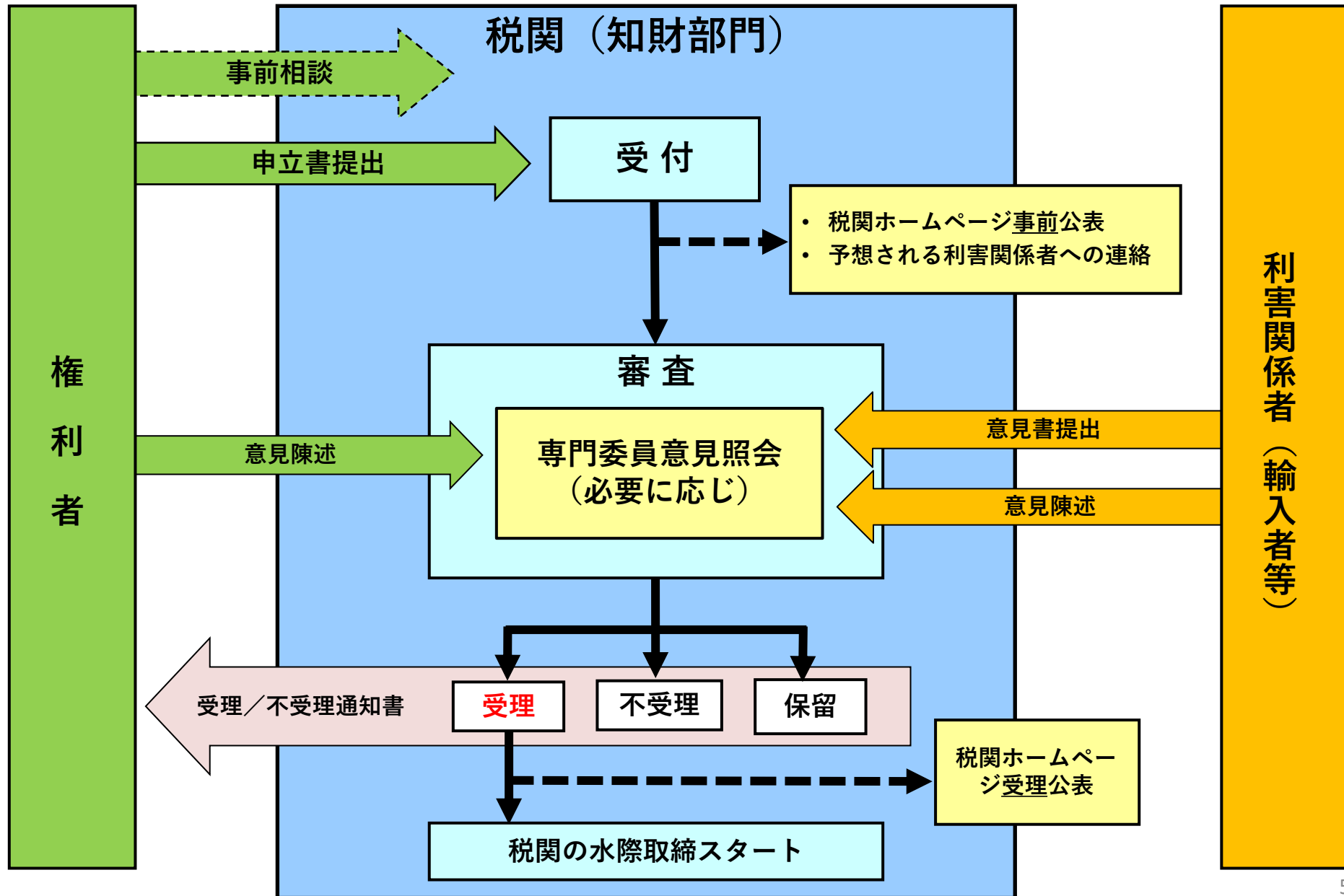
自己の知的財産権を侵害する貨物が輸入・輸出される場合に、権利者が税関長に対し、**認定手続**を執るよう申し立てるもの。その際は、侵害の事実を疎明する証拠を税関に提出する必要がある。

関税法第69条の13（輸入）

1. 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。（以下略）



差止申立受付から受理まで



差止申立ての利点

- **効果的な取締りが可能**

外国や国内流通後の取締りは容易ではありません。
水際で差し止めることが最も効果的です。

- **迅速な侵害認定**

認定手続は裁判手続の必要がない、迅速・簡易な手続です。

- **全国的な取締りが可能**

申立て情報は全国の税関で適切に共有・管理され、取締りに活用されます。

- **侵害認定された貨物は、税関が没収・廃棄**

権利者の廃棄費用の負担はありません。

- **差止申立てのための手数料は無料**

差止申立てに必要な書類

下記の書類を各1部（商標の場合）

- ① 輸入差止申立書（税関様式C第5840号）
- ② 商標登録原簿の謄本
- ③ 商標公報の写し
- ④ 侵害の事実を疎明するための資料（又は鑑定書）
- ⑤ 識別ポイントに係る資料
- ⑥ 委任状（代理人が手続を行う場合）



差止申立件数

(令和6年12月末時点)

	輸入	輸出
商標権	503	10
著作権	92	0
著作隣接権	1	0
特許権	36	0
意匠権	144	2
育成者権	2	0
不競法	3	0
合計	781	14



税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp>



税関
Japan Customs



▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

▶ サイトマップ | ENHANCED BY Google



注目のキーワード

- 税関をかたった詐欺について
- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

重要なお知らせ

関税局の名をかたった不審なショートメッセージや関税等の納付を求めるメールにご注意ください



法令・政策等
について調べたい



水際の取締
について調べたい



貿易統計
について知りたい



AEO制度
について調べたい



海外旅行の手続き
を知りたい



輸出入・保税の手続き
を調べたい



品目分類
について調べたい



EPA/原産地規則
について知りたい



関税評価
を調べたい



税関手続FAQ
を確認したい

「知的財産侵害物品の取締り」 ページ

<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/index.htm>

[このページの本文へ](#)
[> サイトマップ](#)
[> English](#)


知的財産侵害物品の取締り

ENHANCED BY Google

文字サイズ [+ 大きく](#) [元に戻す](#) [- 小さく](#)
[知的財産サイト内検索はこちら](#)



税関は、知財立国を目指して、
知的財産侵害物品の水際取締りを実施しています。

[トップページ](#)
[一般・輸入者の方へ](#)
[権利者の方へ](#)
[差止申立
受付・受理状況](#)
[差止実績](#)
[税関ホームページ](#)

■ 新着情報

- 4月30日 [携帯用電気ドライバ本体の意匠権について新規申立てを受理しました。](#)
- 4月17日 [ケンピュー インクの商標権について新規申立てを受理しました。](#)
- 4月11日 [エムアッシュセーエスの商標権について新規申立てを受理しました。](#)
- 4月11日 [株式会社バンダイ、株式会社ブレイクスの特許権について新規申立てを受理しました。](#)
- 4月10日 [岩谷マテリアル株式会社の意匠権について追加申立てを受理しました。](#)
- 4月2日 [株式会社セフト研究所・株式会社空調服の商標権について追加申立てを受理しました。](#)
- 4月1日 [株式会社ジャッカルの意匠権について新規申立てを受理しました。](#)
- 3月31日 [株式会社森子・不二雄プロの著作権について追加申立てを受理しました。](#)
- 3月24日 [任天堂株式会社の特許権について追加申立てを受理しました。](#)
- 3月19日 [株式会社ボラー・オルビスホールディングスの商標権について追加申立てを受理しました。](#)

[過去の新着情報一覧へ](#)

**模倣品の輸出入に
お困りの方へ**

取り締まるぜ！
**知的財産
侵害物品の輸入**

侵害情報の提供窓口

知的財産侵害物品の情報が
ありましたら、ご連絡ください。

法律・様式

- [関係法令・関係通達\(関税法等
\(抜粋\)\)](#)
- [各種様式](#)

ピックアップ

侵害物品の 取締り 概要 歴史	差止申立 制度等 概要 申立ての要件 申立ての一般的な手 順 権利別申立ての具体的手 順 NACOSでの差止申立書の 提出
認定手続 認定手続の流れ NACOSでの証拠・意見提出 見本検査 申立供託 特許庁長官意見照会 農林水産大臣意見照会 経済産業大臣意見照会(保 護対象営業秘密関係) 経済産業大臣意見照会(保 護対象営業秘密以外) 通関解放	専門委員制 度 概要 専門委員候補
	Q&A 税関の取締り 差止申立関係 認定手続・供託関係 意見照会・通関解放関係

パンフレット・ポスター

コマーシャル【YouTube】

- [「取り締まるぜ！知的財産侵害物
品の輸入」\(1分36秒\)](#) [YouTube](#)
- [ニセモノの輸入は、ホンモノの犯罪
\(3分9秒\)](#) [YouTube](#)
- [ニセモノの輸入は、ホンモノの犯罪
【CM・ネットショッピング編】\(15秒\)](#) [YouTube](#)

税関のPR活動

“産学官連携の総合窓口”である H i N T のご紹介

森田 直樹

国立研究開発法人産業技術総合研究所
北海道センター 所長代理

2025年7月14日
令和7年度知的財産支援メニュー説明会

NATIONAL INSTITUTE OF
ADVANCED
INDUSTRIAL
SCIENCE &
TECHNOLOGY

ともに挑む。 つぎを創る。

産総研は、研究成果の創出と社会実装で
社会課題解決と産業競争力強化に挑む、
日本最大級の研究機関です。



産総研の研究推進組織



実装研究センター

CCUS
実装研究センター

**サーキュラー
テクノロジー**
実装研究センター

**ネイチャー
ポジティブ技術**
実装研究センター

次世代ものづくり
実装研究センター

セルフケア
実装研究センター

ウェルビーイング
実装研究センター

レジリエントインフラ
実装研究センター

7つの領域と1つの特別の組織



エネルギー・環境

- 再生可能エネルギー研究センター
- ゼロエミッション国際共同研究センター
- 安全科学研究部門
- 環境創生研究部門
- 省エネルギー技術研究部門
- 電池技術研究部門



生命工学

- バイオものづくり研究センター
- 健康医工学研究部門
- 細胞分子工学研究部門
- モレキュラーバイオシステム研究部門



情報・人間工学

- 知能研究センター
- インテリジェントシステム研究部門
- インテリジェントプラットフォーム研究部門
- サイバーフィジカルセキュリティ研究部門
- 人間社会拡張研究部門
- 人間情報インタラクション研究部門



材料・化学

- マテリアルDX研究センター
- 化学プロセス研究部門
- 機能化学研究部門
- 材料基礎研究部門
- 触媒化学研究部門
- ナノカーボン材料研究部門
- マルチマテリアル研究部門



エレクトロニクス・製造

- 先進パワーエレクトロニクス研究センター
- 先端半導体研究センター
- 光電融合研究センター
- エレクトロニクス基礎技術研究部門
- 製造基礎技術研究部門
- センシング技術研究部門
- ハイブリッド機能集積研究部門



地質調査総合センター

- 地質情報基盤センター
- 活断層・火山研究部門
- 地圏資源環境研究部門
- 地質情報研究部門



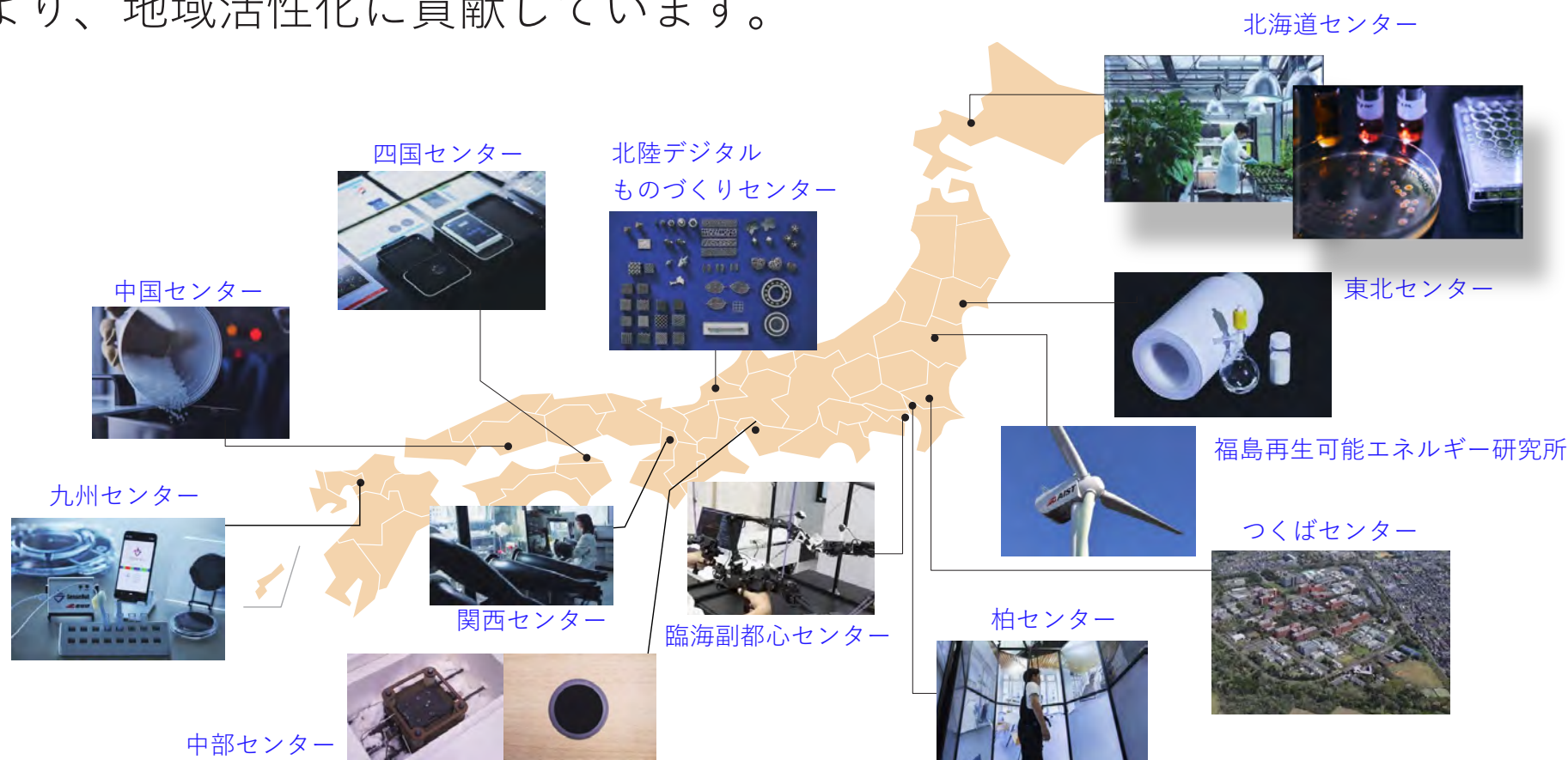
計量標準総合センター

- 計量標準普及センター
- 工学計測標準研究部門
- 物理計測標準研究部門
- 物質計測標準研究部門
- 分析計測標準研究部門



**量子・AI
融合技術ビジネス開発
グローバル研究センター**

産総研は、全国各地に独自の強みを持つ研究拠点を配置しています。地元企業のニーズへの対応、大学などの研究機関や企業との連携により、地域活性化に貢献しています。



地域拠点

北海道センター（札幌）

東北センター（仙台）

中部センター（名古屋）

関西センター（池田）

中国センター（東広島）

四国センター（高松）

九州センター（鳥栖）

臨海副都心センター（お台場）

福島再生可能エネルギー研究所（郡山）

柏センター（柏）

北陸デジタルものづくりセンター（坂井）

看板研究

バイオものづくり

資源循環技術

機能部材

電池技術、バイオ高分子・医療支援技術、生活素材

材料診断技術

ヘルスケア

スマート製造センシング

AI・サイバーフィジカルシステム、GX、バイオ

再生可能エネルギー

AI・人間工学

デジタルものづくり



道内22団体で構成するH i N T運営協議会が運営している“産学官連携の総合窓口”

代表	寺内 伊久郎 国立大学法人北海道大学 産学・地域協働推進機構 副機構長
副代表	西海 健 北海道総合政策部 計画局 科学技術振興担当局長
監事	伊藤 剛 北海道経済連合会 産業振興グループ 部長
事務局長	森田 直樹 国立研究開発法人産業技術総合研究所 北海道センター 所長代理 事務局：産総研北海道センター 内

産学官金で連携活動を支援 現在22団体が加盟



経産産業省北海道経済産業局



北海道



札幌市



北海道経済連合会



一般社団法人
北海道中小企業家同友会



NPO法人
北海道バイオ産業振興協会
(HOBIA)



日本政策投資銀行 北海道支店



独立行政法人
中小企業基盤整備機構



北海道大学



室蘭工業大学



北見工業大学



札幌市立大学



旭川工業高等専門学校



釧路工業高等専門学校



苫小牧工業高等専門学校



函館工業高等専門学校



国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）
北海道農業研究センター



地方独立行政法人
北海道立総合研究機構（道総研）



北海道職業能力開発大学校



公益財団法人
北海道科学技術総合振興センター



公益財団法人
北海道中小企業総合支援センター



国立研究開発法人
産業技術総合研究所（産総研）

技術開発の相談の拠点

技術開発に関する相談や支援制度をご紹介します。

知的財産の活用促進拠点

特許などに関する情報の提供や、検索の支援を行います。

研究シーズ等の情報拠点

技術情報の提供や共同研究のパートナーのご紹介をしています。

地域情報の発信拠点

道内に限らず、道外へも情報の発信を行っています。

人的交流の拠点

様々な交流のためのセミナー等を企画しています。

技術相談・委託研究・共同研究・ベンチャー支援・知的財産利用等のお問い合わせ



HiNT 事務局

〒062-8517
北海道札幌市豊平区月寒東2条17丁目2番1号
産総研北海道センター内
電話：011-857-8400
FAX：011-857-8900
<https://hint-sapporo.jp/>



お問い合わせ・技術相談は、以下のメールアドレスまたはお問い合わせフォームにお寄せください。

お問い合わせ：sgk-pr-ml@aist.go.jp

技術相談：hokkaido-counselors-ml@aist.go.jp

お問い合わせフォーム：<https://www.aist.go.jp/hokkaido/ja/contact/>

産総研北海道センター 札幌桑園サイト（2025年4月開設）

〒060-0008

北海道札幌市中央区北8条西13丁目28-21

エア・ウォーターの森2階（JR桑園駅東口から徒歩5分）



ジェグテック

J-GoodTech のご案内

令和7年7月14日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
北海道本部 企業支援部 支援推進課

TEL : 011-210-7472

Mail : hirohashi-s@smrj.go.jp

中小機構の概要

Be a Great Small.
中小機構

『我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関』

名称：独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

設立：平成16年7月
（中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金の三法人が統合）

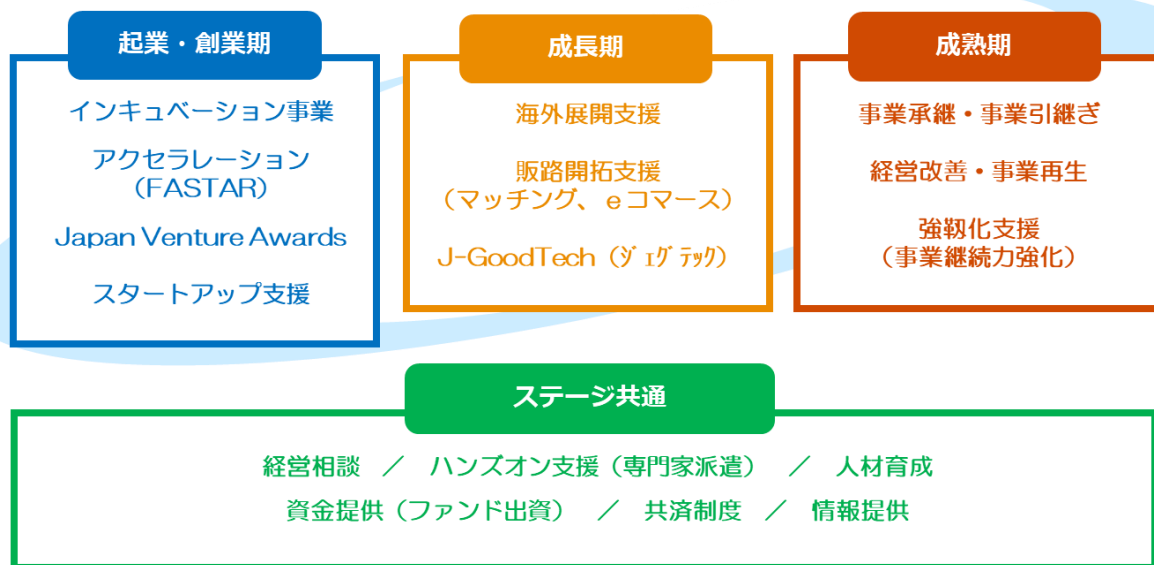
代表者：理事長 宮川 正

役職員：役員13名 職員813名（2024年4月）

資本金：1兆2,213億円（2024年2月）

本部所在地：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

主要拠点：本部（東京）、地域本部・事務所（10ヶ所）、中小企業大学校（9校）



日本全国の中小企業、大手企業、海外企業をつなぐビジネスマッチングサイト
営業コストをかけずに、**無料**で利用できます



* 1. 中小機構、自治体等により推薦された製造業、流通業、サービス業。

* 2. 海外支援機関（政府機関）によって推薦された製造業、流通業、サービス業。



中小企業の方々から、こんなお悩みをよく伺います…

売上が伸び悩んでいる



新たな取引先、顧客の獲得
(ニーズへの提案)

自社技術だけでは
開発が進まない



共同開発先の探索
(ニーズの発信、企業検索)

※知財を事業化する際にも有用です！

新たな分野に進出したい
がきっかけがつかめない



新市場・海外への販路開拓

ニーズ発信側

(大手企業、海外企業、**中小企業**など)

様々なお悩みを解決したい…
優れた技術・製品に出会いたい！など



ニーズを**発信**



ジェグテック

J-GoodTech

**Webマッチング件数
年間約11,000件**

**大手企業等からの年間ニーズ^{*3}
約1,700件！**

ニーズ提案側

(**中小企業のみ**)

販路拡大したい！！



ニーズ案件を検索し、
気になるニーズへ**提案**



*3.「ニーズ」とは大手企業等からの引き合い案件のことを指します。

新たな取引先・顧客の獲得（ニーズ提案）

取引先、販売先探しに苦戦・・・



新たな取引先からの引き合いを獲得！



ジェグテック

J-GoodTech を活用したサポート

ジェグテック内の自社ページの内容に沿った
貴社におすすめのニーズや新着ニーズがメール
で届きます。
案件によっては、専門家（アドバイザー）が
メールにてお知らせいたします



ジェグテックにログインいただくと、
日々更新されるニーズをご自身でも
ご確認いただけます



貴社からのご要望があれば、
専門家（アドバイザー）が
提案内容のアドバイスをいたします

ニーズへの提案を通じて、
様々な企業との接点を持つことができます



共同開発先の探索（ニーズ発信）

X社

こんな技術があれば、
我が社の製品はもっと
品質が上がるのに・・・。
（ニーズ発信の例：
弊社の液状製品を粉体に加工
できる技術を求めています）



A社の技術が
マッチしそうだな！
商談してみよう！



中小機構の専門家が
意向に沿った形で
企業へ個別に提案



ニーズ発信



提案の
一覧を確認

技術提案

技術提案

技術提案

A社



B社



C社



異業種への提案で新市場開拓の可能性

これまで参入していなかった分野でも、自社の技術が転用できるかもしれません。

異業種の企業のニーズへ提案することで、新たな分野へ進出する可能性が高まります。

海外進出のサポート

ジェグテック上の企業ページ情報を充実させると、無料で英語翻訳サービスを受けることができます。

約9,000社の海外企業がジェグテックの英語翻訳ページを閲覧し、商談したい企業を指名します。

日本製品の購入など、日本企業との取引を希望する海外企業からの問い合わせを受けることも可能です。



利用料無料

公的機関が運営しているサービスのため、利用料は完全無料。
成果報酬、成約料等は一切いただいておりません。



大手企業や海外企業からの引き合い案件を日々掲載

大手パートナー企業や海外企業からの引き合い案件（ニーズ）を、
常時多数掲載しており、これまで出会う機会がなかった大手企業や海外企業に、
商談の申し入れなどを通じてコンタクトすることができます。

専門家（アドバイザー）による手厚いサポート

専任のアドバイザーが掲載ニーズに見合った技術・サービスを持った企業との
マッチングサポートを行っています。

ジェグテック

(ご参考) J-GoodTech の登録方法

① 下記QRコードを読み込む、もしくは「ジェグテック 新規登録」でWEB検索

SUPPORT CASE

「中小企業の皆様の売上拡大、新しい取引先確保・海外展開を応援」するサービスです。

- 新たな取引先を見つけない
- 新製品を開発したい
- 輸出・海外展開を進めたい
- 新しい市場に進出したい
- 売上を拡大したい

年間11,000件のビジネスマッチング

J-GoodTechの会員企業数

企業規模	件数
大企業	約1,000社
中小企業	約27,000社
海外企業	約9,000社

幅広い業種の約37,000社が最良のパートナーを待っています。
登録されている中小企業は、優れた技術・サービスを提供する企業や支援機関(約1,000社)から推薦された企業、海外企業は海外政府機関等から推薦された企業です。

QRコードでチェック



新規会員登録はこちら(無料)

J-GoodTechをご利用希望の方は、こちらからご登録をお願いします。

ジェグテック 新規登録

※審査に2週間~1ヵ月ほどお時間を頂いております。

今すぐ登録

国の機関が運営するビジネスマッチングサイト **J-GoodTech**

QRコードでチェック

新規会員登録はこちら(無料)

J-GoodTechをご利用希望の方は、こちらからご登録をお願いします。

ジェグテック 新規登録

※審査に2週間~1ヵ月ほどお時間を頂いております。

国の機関が運営するビジネスマッチングサイト **J-GoodTech**

オンデマンド説明動画配信中

J-GoodTechについての詳細は、いつでも視聴可能な説明動画を配信しています。視聴をご希望の方はこちらよりお申し込みください。

視聴申込受付中!

※ジェグテックは、中小機構(中小企業支援政策を実施する経済産業省所管の政府関係機関)が運営しています。

②表示されたページの「新規お申込み」をクリック

⇒新規登録に関する事前確認事項を確認し、本文下部の「上記内容に同意する」にチェックを入れたうえで、「次のステップに進む」をクリック



③企業/担当者情報を記入、次ページにて事業情報を記入

⇒すべての項目の入力が完了しましたら、
「申請」ボタンをクリック

⇒中小機構にて登録に係る審査を行います
内容確認のため、新規登録担当からお電話を差し上げます
※登録までに、2週間～1ヶ月程度お時間をいただきます

⇒**登録完了の通知メールが届いた瞬間から使用可能です！**

④登録後・・・

お問い合わせ機能（ジェグテック内のチャット機能）やお電話を用いて、
企業様にあったニーズをご紹介します

※中小機構北海道本部では、その他様々なサポートをご用意しておりますので、都度ご案内いたします！

j.go.jp/system/corporations/register?step=2

中小企業
新規登録（申請）

STEP 1 → STEP 2 → STEP 3 → STEP 4
申請情報入力 法人情報入力 事業内容入力 申請入力確認

次の画面ページの「申請」ボタンをクリックするまで、申請内容は反映されません。
約90分でタイムアウトします。メールアドレスを入力し一時保存をお願いします。

企業情報をご登録ください。

- ご入力いただいたメールアドレスにジェグテック運営事務局より返信メールを送らせていただきます。
- また、申請内容の確認のためのジェグテック運営事務局よりご連絡させていただくことがありますので予めご了承ください。
- 事業の成長性、健全性を後から伺うことがあるかもしれません。
- 利用者として登録されます。

担当者の情報 一時保存を行う場合、メールアドレスの必須欄

お名前	姓 氏名 フリガナ
ふりがな	姓 氏名フリガナ フリガナ
ローマ字	姓 氏名ローマ字
メールアドレス	姓 氏名フリガナ@domain.com
電話番号	03-XXXX-XXXX

ジェグテック

(ご参考) J-GoodTech の活用事例

営業活動の効率化を図りつつWin-Winの関係を構築

事例に登場する企業紹介

大手データセンター事業者

(ニーズ発信企業)

- 事業：ホスティング・クラウドサービス
- 本社：大阪府大阪市



北海道電子機器株式会社

(ニーズ提案企業)

- 事業：電子応用機器・システム開発
- 本社：北海道札幌市



1. ジェグテック活用ストーリー

- 大手データセンター事業者は、「通信」や「サーバ」などのプラットフォームサービスを中心にビジネスを展開。
- 自社では提供できない技術やサービスを保有するデバイスメーカー、システムインテグレーター、アプリケーション構築事業者との連携を模索していた。
- ジェグテックを活用し、事業連携先の企業を見つけることとした。

3. ジェグテック活用方法

- 1 北海道電子機器株式会社は、計測監視システムに高い知見を持ち、H/WとS/Wを含むすべてを自社開発できることを強みとしている。
- 2 効率的に営業活動を進めるために、かねてからジェグテックを活用してきた。
- 3 日々、ジェグテックから紹介されるニーズを確認する中で、自社で対応できそうな本ニーズを見つけ、関連実績を案内した。

2. ニーズ紹介：IoT関連サービスの事業連携パートナーの募集

本件のマッチングテーマ

『全国の事業者と連携し、プラットフォームに加え「デバイス」「アプリケーション」まで含めたIoT関連サービスにより、将来、発生する案件や弊社の既存顧客や見込み客の相談や課題解決を図りたい』



4. 成果

- 北海道電子機器株式会社は、大阪に所在するニーズ発信企業とオンラインで商談の機会を持った。
- 商談の結果、両者の今後の連携体制を作ることが確認された。
- 連携体制は、大手データセンター事業者が受けた開発案件に当社が参画することや、汎用性の高いIoTプラットフォームを活用したシステム開発といった可能性を探る等、双方でWin-Winの関係が継続している。



事例：調達



ジェグテックを活用して新たな販路を開拓！

事例に登場する企業紹介

大手商社

(ニーズ発信企業)

- 事業：総合卸売業
- 本社：関東方面



正和電工株式会社

- 事業：1. バイオトイレの製造・販売
2. 電気製品・機械器具販売
- 本社：北海道旭川市



備蓄用仮設公衆トイレ、
コンテナタイプ2W2SW43CT型

1. ジェグテック活用ストーリー

- 大手商社は、取引先である自治体・企業に提案できる「防災対策用、地震対策のための独自性・新規性のある商材」を幅広く探していた。
- ジェグテックを活用し、調達先企業を見つけることとし、中小機構関東本部に代行ニーズ発信を依頼。

3. ジェグテック活用方法

- 1 正和電工株式会社は、「水が不要なトイレ」の技術があり、上水が無い場所での施工に強み有。
- 2 日々、自社技術が社会貢献できないか、ジェグテックから紹介されるニーズを確認している。
- 3 今回、自社が対応できそうな本ニーズを見つけ、「まずは、提案してみよう！」と積極的に製品の提案を行った。

2. 製品紹介：水を使わずおかくずで処理ができるバイオトイレ

【備蓄用公衆バイオトイレの長所】

- 水を使わず僅かな電力のみで、無臭のトイレを実現。
- 更新期間（本トイレの更新期間：4か月、既存製品：1～2週間）や、使用済の『おが屑』は堆肥として活用できる点で独自性・新規性を発揮。
- 平時から使いながら備蓄できる＝緊急時に円滑に活用できる。

4. 成果

- 地震等の自然災害現場では、トイレ不足が課題の一つ。
⇒ 正和電工株式会社の備蓄用公衆バイオトイレは、
 - ① 5トン吊りユニック車にて運搬できる：現場での設置作業の省人化・短納期が可能となり、災害復旧の早期化に貢献。
 - ② 性別を問わず、衛生的で安心・快適に使用可能。
- 上記等の理由から毎月1台以上の受注が見込まれている。

このほか、ジェグテック**J-GoodTech**に関するご相談・ご要望は
下記までお問い合わせください！

北海道本部 企業支援部 支援推進課 ジェグテック担当

札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階

TEL : 011-210-7472

Mail : hirohashi-s@smrj.go.jp

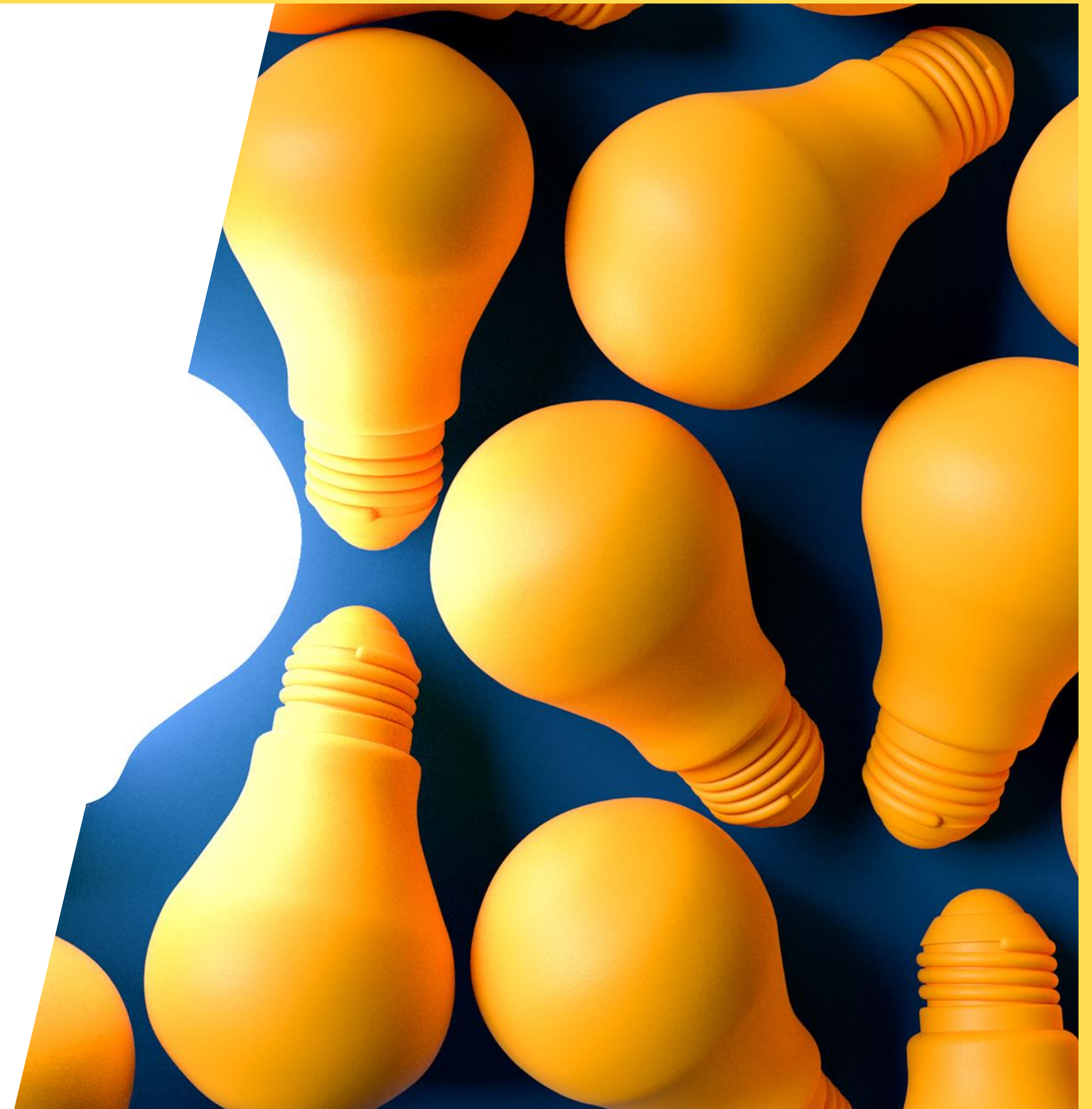
<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/about/>



あなたのアイデアの活用を
応援します！

日本弁理士会 北海道会

2025年7月



弁理士とは



知的財産権

取得のお手伝いをします。



知的財産権

をめぐるトラブルの解決にあたります。



知的財産権

に関するセミナーなどの講師をつとめます。

日本弁理士会

弁理士を会員とする全国組織。
知的財産権制度の研究と普及活動等
を行っています。

日本弁理士会北海道会 は、

北海道全域をエリアとし、
皆様の知的財産活動を
サポートします。



日本弁理士会北海道とは

今年は20周年！

いつからあるの？

弁理士会は1922年～。北海道会は2005年～。

何人いるの？

72名の弁理士がいます（2025年4月時点）。

どこにあるの？

札幌駅北口より徒歩1分

弁理士検索も
できます



日本弁理士会北海道会

〒060-0807

札幌市北区北七条西4丁目1-2

KDX 札幌ビル 3階

 <https://jpaa-hokkaido.jp>

TEL : 011-736-9331

FAX : 011-736-9332

MAIL : info-hokkaido@jpaa.or.jp

利用時間 : 9:00~12:00, 13:00~17:00

休日 : 土曜・日曜・祝祭日・年末年始



中小企業向け支援活動

1

常設の
無料相談会

2

知財マネジメント
普及モデル事業

3

知財窓口専門家
による相談対応

知的財産権

オリジナルのアイデアや工夫を保護

特許権

実用
新案権



意匠権

商標権

他者がマネできない

安心して販売できる

トップランナーとしての
地位を確保

継続した販売による
ブランド形成

市場でのオリジナリティーを
際立たせる

コラボレーションなどの
協力体制が生まれやすくなる

知的財産権は中小企業や個人事業主こそ利用すべき！⁷

1

常設の無料相談会

知的財産に関する常設の個別相談会

オンラインでも
相談できます！

[場 所] 日本弁理士会北海道会事務局／Web相談

[日 時] 毎週火、金 14:00～15:00／15:00～16:00

[予約先] 日本弁理士会北海道会事務局

TEL:011-736-9331

予約をお願い
します



日本弁理士会北海道会ウェブサイトの受付フォーム

Reserve



例えば・・・

自社のサービスを
真似されたくない！

海外進出するときに
気をつけることは？

このアイデアって
特許になる？

他社から
警告がきた！

従業員のアイデア、
会社が何でも
自由に使える？

2 知財マネジメント普及モデル事業

企業を訪問します！

担当弁理士が道内の中小企業等を訪問し、
知財コンサルによる相談支援を行う。



連携機関 北海道庁

- ・ 道内企業における知財に対する意識の向上。
- ・ 知財マネジメントの重要性について普及啓発。
- ・ 企業の競争力強化。

「北海道知財総合支援窓口（INPIT）」

- ・ 窓口派遣専門家（常設知財相談）

〔場 所〕 （一社）北海道発明協会（札幌駅北口 KDX札幌ビル5F）

〔日 時〕 毎週月・水 14:00～17:00

- ・ 窓口担当者登録専門家（道内企業への派遣知財相談）

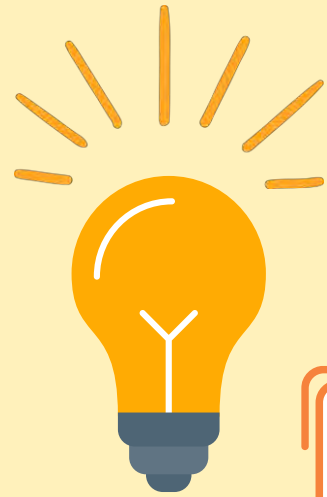


連携機関

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）
一般社団法人北海道発明協会

常設の相談会
& 企業の訪問

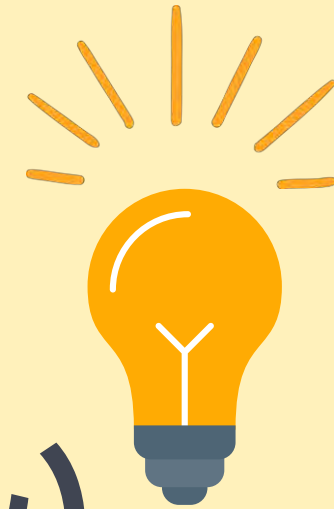
最後に・・・



新しいコトひらめいたら

弁理士

にご相談ください



問合せ先：日本弁理士会北海道会事務局

TEL：011-736-9331 E-mail: info-hokkaido@jpaa.or.jp

日本弁理士会北海道会



ジェトロ知的財産課の取組み

2025年7月14日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北海道貿易情報センター

TEL:011-261-7434

Email:SAP@jetro.go.jp.



ジェトロの知的財産関連サービス

<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip>

個社支援事業

**外国政府や
EC事業者への
アプローチ**

調査・情報発信

相談対応

ジェトロの知的財産関連サービス

I. 中小企業等海外侵害対策支援事業

1. 模倣品対策支援
2. 冒認商標無効・取消係争支援
3. 防衛型侵害対策支援

II. 営業秘密流出防止支援事業

III. 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

IV. 海外拠点の活動

V. 模倣品・海賊版被害相談窓口

個社支援事業

外国政府やEC事業者への
アプローチ

調査・情報発信

相談対応

I .中小企業等海外侵害対策 支援事業

I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

中小企業対象

自社製品のニセモノと思われる製品が出回っている。
製造元を調査したい、差し止め等の策を講じたい。

無関係の第三者に自社
保有の商標を出願/登録
されてしまった！

外国企業から、
「自社の権利を侵害している」
と警告書が来た/訴えられた！

こんな支援メニューをご検討いただけます。

模倣品対策支援

冒認商標無効・
取消係争支援

防衛型侵害対策
支援

模倣品対策支援

・400万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝海外侵害調査、警告状の作成などの費用

冒認商標無効・取消係争支援

・500万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝異議申立、無効審判請求、取消審判請求など、
冒認商標を取り消すためにかかる費用

防衛型侵害対策支援

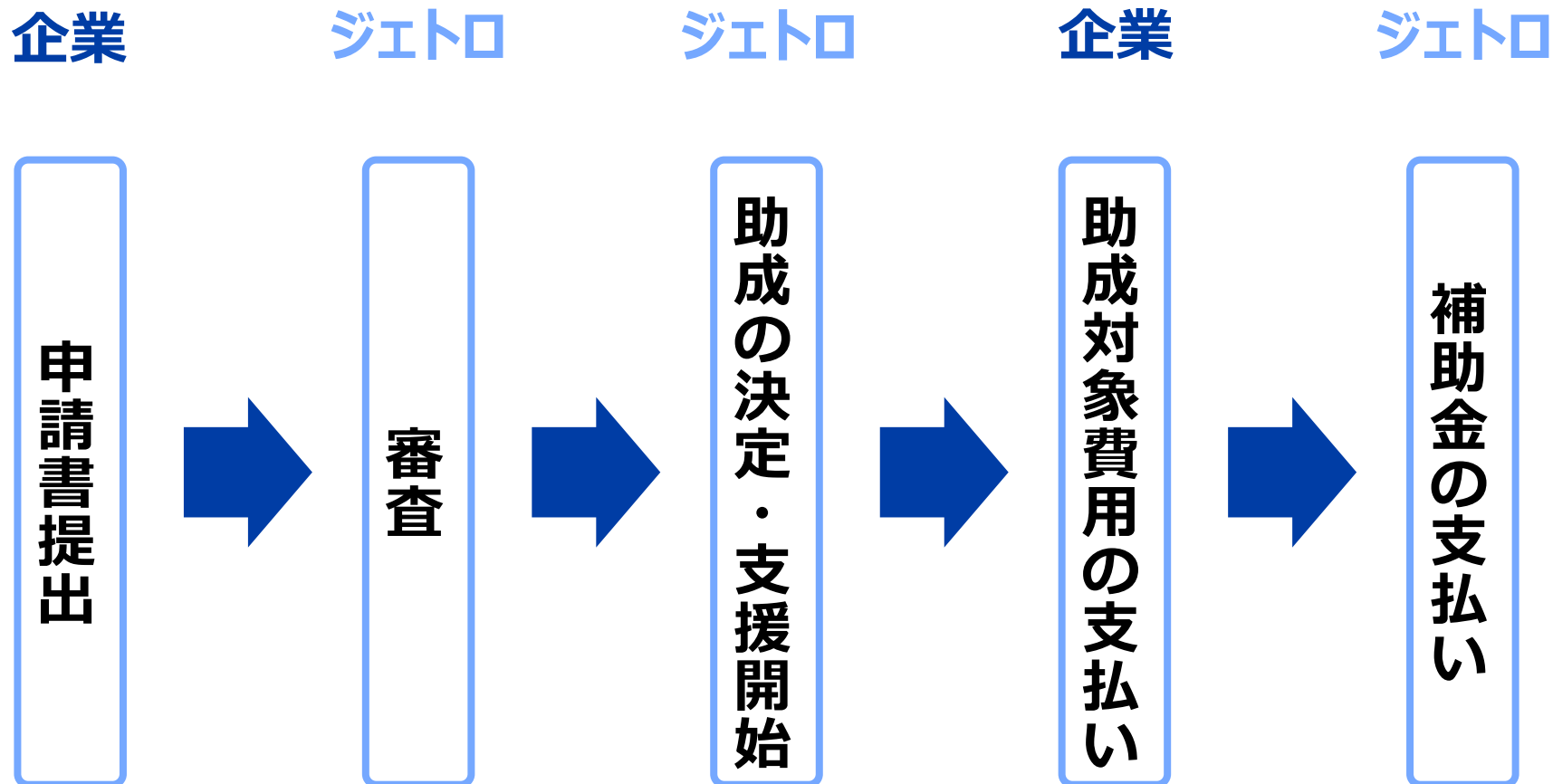
・500万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝警告、訴訟などへの対抗措置にかかる費用

I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

中小企業対象

大まかな流れ



I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

事業活用例1 - 模倣品対策支援

申請動機

中国、その他東南アジア諸国を販売先としているが、特に中国での需要増加に伴い模倣品も増加。偽物・混ぜ物を用いたユーザーから自社製品の質の低下を指摘されるという被害を受けた。

希望する支援内容

模倣品の摘発および模倣品を掲載するウェブサイトの削除申請。

現地での登録商標を基に権利行使し、偽物や混ぜ物の製造業者の摘発を行い、現在のブランド力を維持しつつ安全に拡販を図りたい。

支援結果

調査段階で販売用に大量の模倣品在庫があったことが判明し、サンプルを購入のうえ、行政に摘発を申請。ジェトロからの金額面での支援があり、4か所の工場で総額1400万円近い大量の摘発が行われた。

I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

事業活用例2 - 冒認商標無効・取消係争支援

申請時の状況

中国への販売を考えており、中国でも商標権を取得すべく、先行商標登録調査を国内代理人に依頼したところ、中国で自社以外の者により商標登録されていることが判明。

今後中国で自社製品を販売した場合、商標権侵害として警告されるおそれがある。

企業の対応

代理人に対応を相談の上、冒認商標の使用状況等を調査し、3年間不使用取消審判を請求した。

支援結果

2023年5月23日、冒認商標を登録していた現地企業に対して3年間不使用による商標権取消請求の決定が通知された。

Ⅱ. 営業秘密漏えい対策支援事業

営業秘密とは

営業秘密とは、企業活動において、日々発生する様々な営業情報や技術情報のうち、不正競争防止法の保護対象となる情報を指します。

営業上の情報

- ・ 顧客名簿
 - ・ 取引先情報、取引条件・取引価格にかかわる情報
 - ・ 原料原価についての情報
 - ・ 財務情報
- など

技術上の情報

- ・ 製品図面、金型設計図
 - ・ 原材料の仕入れ情報原材料の詳細な配合比率
 - ・ 製造機械の製造元・型番、調整方法に関する情報
 - ・ 品質管理に関する情報
- など

不正競争防止法による保護を受けるためには、「営業秘密の3要件(有用性、非公知性、秘密管理性)」を満たしている必要があります。

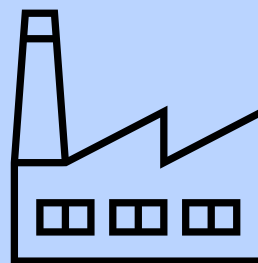
海外事業展開と秘密漏えいリスク

製造拠点を海外に移転することにより、取引先企業を介した秘密漏洩リスクが顕在化します。



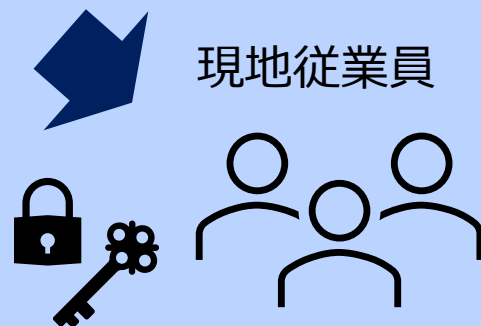
秘密漏洩リスク

外国企業



秘密開示

現地従業員



Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

そこで、ジェトロでは、

中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアのいずれかに
拠点を有する日本企業（進出予定も可）

または

日本企業の出資を受けている
中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアの現地法人

を対象に

営業秘密漏えい対策支援事業 を実施

- ・海外拠点の営業秘密管理体制を強化したい。
- ・海外拠点の設立を検討しており、営業秘密管理体制を整えたい。

というご要望をお持ちの方は、ぜひご検討ください。

Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

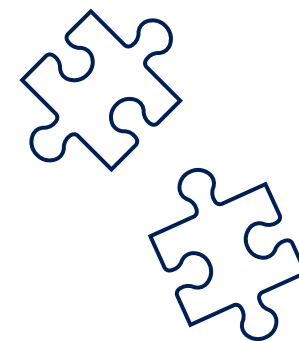
支援内容

専門家によるハンズオン個社支援！

- ・ 専門家からコンサルテーション、研修を受けられる！
- ・ 1社あたり1カ国・地域につき23時間まで利用可能！

メニューの例

ご要望に合わせて
カスタマイズできる！



現在の管理体制
のアセスメント

社内文書案
の作成

管理職向けコン
サルテーション

従業員向け社内
研修

工場やオフィスの
管理体制の
チェック

フォローアップ
面談

Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

事業活用例 1

中国に営業拠点を持つ企業Aの「お悩み」

- ・ 営業秘密管理についての必要性は感じているが、何から取り組んでよいかわからない。
- ・ すぐに導入可能な、実践的な営業秘密保護に関する提案を受けたい。

このようにカスタマイズいただけます！

現在の管理体制のアセスメント

2時間

雇用契約社内文書案の作成

6時間

管理職向けコンサルテーション・研修

6時間

従業員向け社内研修

6時間

工場の管理体制のチェックおよび改善案の作成

2時間



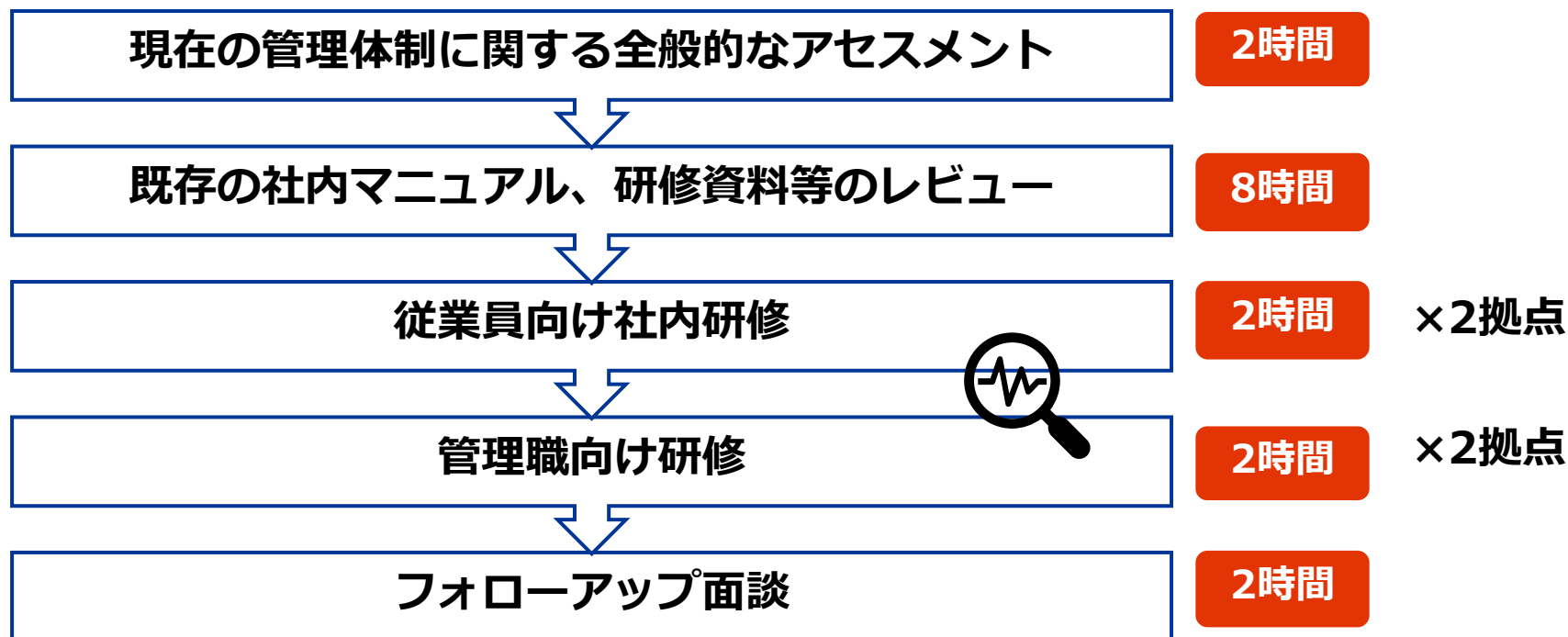
Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

事業活用例2

ベトナム、タイに工場を持つ企業Bの「お悩み」

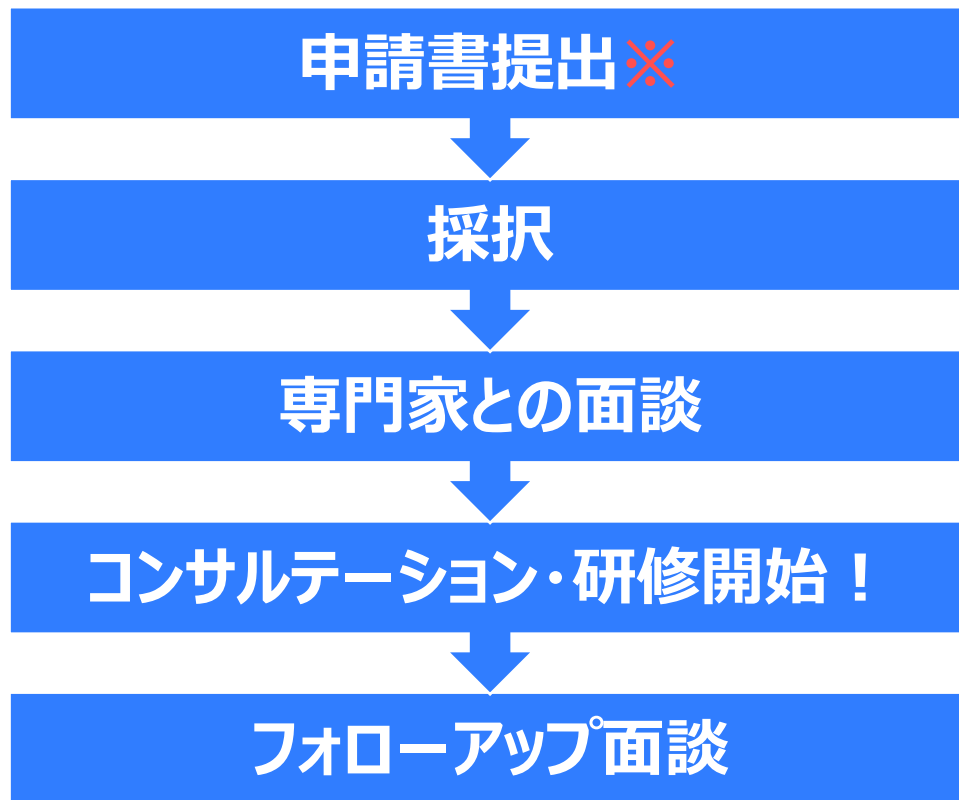
- ・ 営業秘密保護に関する体制は一通り整備しているが、抜け・漏れがないか不安。
- ・ ワーカーを含む、会社全体の営業秘密管理意識の底上げを図りたい。

このようにカスタマイズいただけます！



Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

支援の大まかな流れ



「保有情報リスト」と
「情報管理体制セルフチェック
シート」を提出いただき。
それをもとに専門家とじっくり
相談できる！



※ 対象国：中国本土、タイ、ベトナム、インドネシア

外国政府やEC事業者への
アプローチ

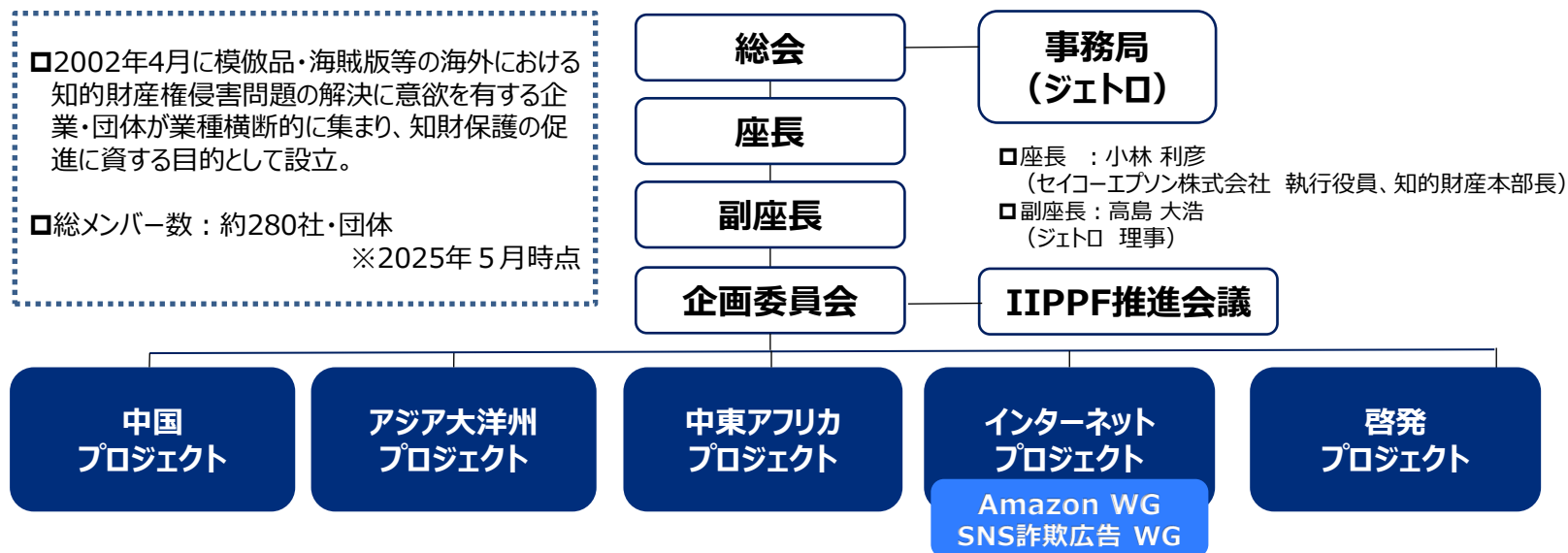
調査・情報発信

Ⅲ. 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)



IIPPFとは

海外の模倣品対策に取り組む官民合同のフォーラムで、ジェトロ知的財産課が事務局を務める。



各プロジェクトチーム、ワーキンググループを活動母体に事業を展開

ミッションの派遣、真贋判定セミナー、政府関係者・有識者による情報共有、セミナー・意見交換会、調査報告書・マニュアルの作成、等

※欧米・中南米等他地域は、ニーズやシーズに基づきスポットでセミナーや対話の機会を創出

Ⅲ | 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

中国プロジェクト

○対象国・地域の模倣品対策の実務等に関して、メンバー間で事例紹介やグループディスカッションを行う

○対象国・地域の政府関係者、有識者等を招へいし、各国・地域の状況について理解を促進する情報提供セミナー及びメンバーとの意見交換会を開催。

○対象国・地域政府機関に対し、真贋判定セミナー等協力支援プログラムを実施しています。

必要に応じ、真贋判定セミナー参加メンバーと現地法律事務所や政府機関への訪問を通じた意見交換を実施。

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト



インターネットプロジェクト

○インターネット上の知的財産権侵害に関して、調査・研究等を行います。

○国内外のインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）等との間で、双方向な意見交換や情報交換を通じ、連携強化に努めています。

○実態把握のため、世界各国・地域のインターネット上での知的財産権侵害対策等を調査します。

○メンバーニーズを踏まえ、関連セミナーを開催します。

啓発プロジェクト

○急増するオンライン上の模倣品の拡散スピードを鑑み、消費者に直接アプローチし、「偽物を買わせない」ための啓発活動を行います。

○各社による事例共有・啓発動画の作成などの事業を検討・実施しております。

IIPPF啓発WG、東南アジア地域の一般消費者向け啓発動画のベトナム語版を公開



知的財産権保護を啓発するためのアクションロゴ

Ⅲ | 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

ジェトロのウェブサイトにてIIPPFメンバー募集中！

他の企業や政府機関と連携して海外の模倣品対策を行いたい方、意見交換で模倣品対策の情報収集をしたい方など、随時応募をお待ちしております！

企業の規模や業種は問いません！

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）



[▶ English page](#)



国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まりです。
現在、ミッション派遣、情報交換などプロジェクトチームによる活動を行っており、内外の関係機関と連携した取組みを展開しています。



ご興味のある方は以下の宛先までご連絡ください。

E-mail: IIPPF@jetro.go.jp

Tel: 03-3582-5396

Ⅲ | 外部講演・セミナー・関係機関との意見交換

中国（香港を含む）



2023年9月
アリババとの意見交換会
企業(日中)・関係機関：
105名
IIPPFメンバー、中国IPGによる中国アリババ傘下の淘天集团との意見交換会を実施。申し立てに関する具体的な要望や提案などが寄せられ、活発な意見交流が行われた。



2023年11月
香港真贋判定セミナー
※オンライン・リアル併催
対象：香港税関
参加者数：約30名
参加日本企業数：5社

2022年12月
情報共有セミナー
「中国商標法、商標審査審査審理指南改正」に関するセミナー

2023年6月
常熟市市場监督管理局との意見交換会及び真贋判定セミナー



2023年11月
湖北省市場监督管理局判定セミナー
対象：湖北省市場监督管理局
参加者数：約108名
参加日本企業数：12社

ECサイト



2023年10月
TikTok Shopにおける模倣品対策およびビジネス展開セミナー
※ハイブリッド開催
参加者数：約201名
今後拡大していくと思われるTikTok Shopのビジネスモデルと侵害対策について、IIPPFメンバーや特許庁職員によるセミナーを開催した。



2024年2月
模倣品対策セミナー・意見交換会（山形）
参加企業数：7社

Ⅲ | 外部講演・セミナー・関係機関との意見交換

ASEAN

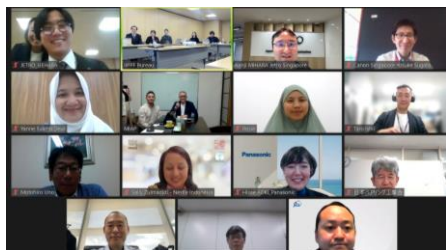


2023年2月 タイ真贋判定セミナー 〈バンコク〉

対象：知的財産局、関税局、
検察局、法務省特別捜査局、
経済警察Ⅲ
参加者数：各機関約100名
参加日本企業数：3社、日
本関税協会



2023年6月
ベトナム税関招聘
参加ベトナム税関職員：10名
参加日本企業数：10社
日本企業のベトナムにおける対
応事例紹介を行い、意見交換
を行った。



2023年11月
インドネシア模倣品対策協会
(MIAP)との意見交換
※ハイブリッド開催
参加日本企業数：12社
MIAP側参加者：4名

中東・アフリカ



2023年7月 ヨルダン税関向け真贋判定セミ ナー

2023年10月
サウジアラビア税関向け真贋判
定セミナー



2023年11月
サウジアラビア知的財産総局
(SAIP) 職員招聘
SAIP・ジェトロ共催セミナー、東
京税関や国内企業等を訪ねて
模倣品取締等に関する意見交
換、IIPPF中東アフリカPJメン
バーとの意見交換を実施した。



2023年11月
エジプト警察との意見交換会
エジプト税関による水際措置強
化のため、市場での摘発を視野
に警察職員と実務的な手続き
等について意見交換を行った。

IV. 海外拠点の活動

IV | ジェトロのグローバルネットワーク

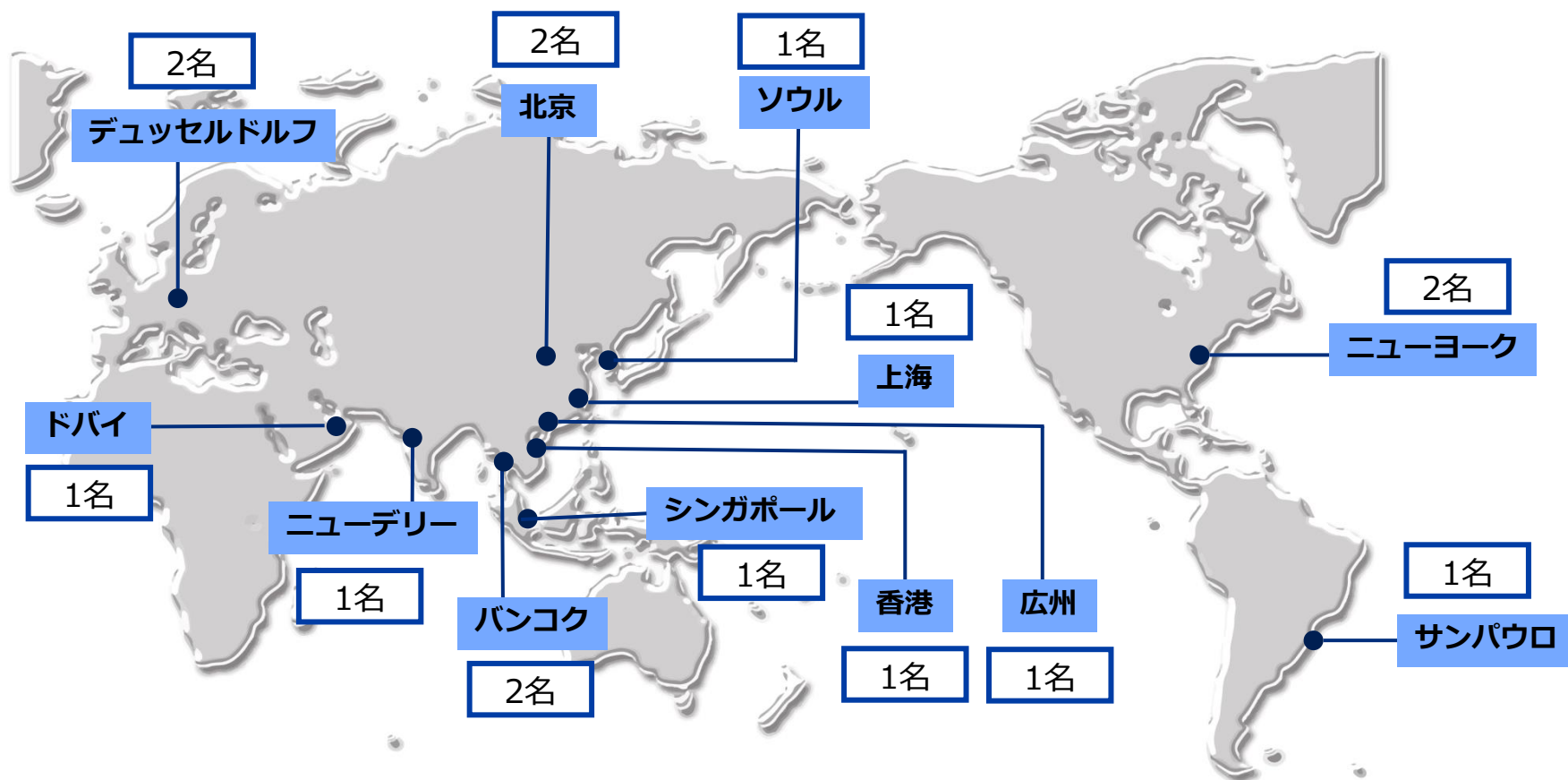


**世界56カ国に76の海外事務所、国内は全都道府県に拠点
(本部・貿易情報センター・アジア経済研究所・JFOODO)**



IV | 海外拠点の活動

海外12カ所に16名の専門職員（特許庁出向者、専任職員）を配置し、知的財産権侵害状況、制度・運用実態、各国企業等の対応を調査・情報発信を行っています。



IV | 海外拠点の活動

メールマガジン

海外12カ所の事務所に駐在の専門家が、知財関係機関のプレスリリース等から関心のあるトピックスをまとめ、メールマガジンとして配信しています。購読は無料です。※配信頻度は事務所によって異なります。

- ・ US IP study Group ・ 欧州知的財産ニュース ・ 韓国知的財産ニュース
- ・ CHINA IP Newsletter（中国知的財産権情報） ・ 南アジア知的財産ニュース
- ・ 中東知的財産ニュースレター ・ アフリカ知的財産ニュースレター

国別模倣対策マニュアル、判例・事例集

ジェトロウェブサイト上にて、模倣品被害の多いとされる国・地域における法制度および判例・事例を紹介しています。

海外における日系企業情報交換グループ（IPG）

対象国・地域に興味のある日系企業と協力し、セミナーやワーキンググループの開催、政府機関との意見交換などを実施しております。

対象国・地域：米国・中南米・欧州・中国・韓国・東南アジア・インド・中東

※ご興味のある方はジェトロホームページより、海外事務所までご連絡ください。

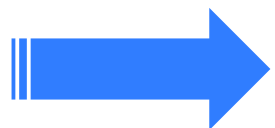
相談対応

V.模倣品・海賊版被害相談窓口

V | 専門家による相談窓口

1. 外国出願についてのノウハウ
2. 海外ビジネスで知的財産権侵害リスクの回避方法
3. 海外市場での模倣品・海賊版問題の解決策

これらについて「今すぐ知りたい」というお客様へ



「お気軽に」専門家に質問できる相談窓口

ご相談窓口

Tel : 03-3582-5198 E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp

※直接ご来訪いただく際は、あらかじめ電話でご予約ください。

相談時間・面談時間（予約制）

平日9時～12時/13時～17時（祝祭日、年末年始を除く）

V | 専門家による相談窓口

実際の相談事例 1：これから海外の展示会へ出展するのですが、その際の知的財産の面での留意点を教えてください。

A：模倣等の被害が出た場合、当該国で知的財産権を取得していなければ原則として保護されませんので、予め特許権や商標権などの権利を確保（少なくとも出願）することが重要です。また、出願・権利取得してもすべてが安全というわけではなく、外観のパクリ等の形態模倣、また商品の成分等の模倣などを侵害してくるケースはありますので、出願後や権利取得後もウォッチすることが必要です。

さらに、多くの国では原則として先に出願した者に権利が付与されます（先願主義）。外国で先に権利を取得した者から権利侵害で訴えられると、損害賠償や事業撤退を余儀なくされる場合もあります。そのため、予め自社の商品・サービスや技術と同一あるいは類似するもので権利が登録されていないか先行調査を行い、早急に出願を行うことが重要となります。

ビジネスに競合者は必ず存在しますし、海外でのビジネスパートナーとの権利関係もありますので、自社商品・サービスや技術等の権利確保、他者との権利関係の確認、権利侵害への対策を講じることなどが必要です。

実際の相談事例 2 : 日本で意匠権を保有しており、今後の海外輸出に際して同一の意匠権で保護したいのですが留意点はありますか。

A : 日本の意匠権は海外には及びませんので、各国で意匠権を取得する必要があります。日本で出願した意匠権を基に海外出願する場合、各国に個別に出願する方法のほか、意匠に関する条約の加盟国には出願日から6か月以内であれば優先権主張を伴う意匠出願をすることができ、日本での出願日と同日に出願したこととなります（相談事例4参照）。

この期間を過ぎてしまうと、同一もしくは類似する意匠では海外出願しても権利を取得できません。

一方、権利取得済みの意匠を基に改良を加えることにより新規の意匠として出願することは可能ですので、優先権主張期間を過ぎた場合は、こちらの方法をとることもご検討ください。

ご不明な点がある場合は、各都道府県にあるJETROの事務所や工業所有権情報・研修館（INPIT）などに随時お問い合わせください。

実際の相談事例 3：自社商品を中国にあるECサイトで販売していますが、このサイトで模倣品を発見しました。どう対応すればよいでしょうか。

A：最初に、ECサイトで確実に貴社商品の模倣品が販売されていることを確認する必要があります。模倣品の販売が判明した場合、ECサイトに削除申立を行います。当該ECサイトでの権利侵害に関する申し立ては、IPプラットフォームを通じて行います。申請が認められた場合、リンク削除、オンラインショップの閉店等のような対応が実施されます。

インターネット上で模倣品が販売されていることが判明すると、場合により、ECサイトに対する削除申立てをするだけでなく、その販売者や製造者に対して法的措置を取ることも検討する必要があります。具体的には、中国には日本とは異なり、行政機関が取締りを行う「行政摘発」という制度があります。

海外で対策を行う際は、その国の専門家にアドバイスを求めることも必要です。ジェトロでは中国を含め海外の法律事務所、特許・商標事務所、調査会社のリストを作っておりますので、これら事務所への依頼をお考えの場合は参考にしてください。

実際の相談事例 4 :外国で知的財産権の出願をする際、各国に個別に出すのは大変ですが、外国にも簡便に出願する方法はありますか。

A : 外国への出願手続きを簡便にするための条約があります。
特許の場合は特許協力条約（PCT）、意匠ではハーグ協定、商標ではマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）を用いて条約に加盟している複数の国に同時に出願することができます。

これらの条約を活用すると、各国に個別に出願するよりも手続きが容易になります。また、最初の国に出願した日から起算して特許は12ヶ月、意匠および商標は6ヶ月以内に出願すれば、最初の出願国と同日に出願したものとみなされます（優先権主張）。多くの国では「先願主義」が採用されていますので、その意味でも、外国でのビジネスを行う際にはこれら条約を活用することも有効な方法となり得ます。

ご不明な点がある場合は、各都道府県にあるジェトロの事務所や工業所有権情報・研修館（INPIT）などに随时お問い合わせください。

実際の相談事例 5 : 海外でビジネスを行うために知的財産権の活用や侵害対策をしたいと思いますが、それに対する支援制度はありますか。

A : ジェトロでは、中小企業が海外で知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を侵害された場合や係争に巻き込まれた場合の対策、営業秘密の漏えい対策に関する支援事業を実施しています。

また、これから海外で知的財産権の出願をしようとする方向けの補助金事業もあります。こちらは、2025年度は（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）が実施しています。

URL : <https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北海道貿易情報センター



011-261-7434



SAP@jetro.go.jp



〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センター9階

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

【令和 7 年度地理的表示海外保護・侵害対策事業】

農林水産省 北海道農政事務所

【問合せ先】

北海道農政事務所
生産経営産業部 事業支援課
知的財産・食文化グループ

ダイヤルイン：011-330-8583

問合せ先：yasaisyusi_hokkaido@maff.go.jp

海外の模倣品対策しませんか？

まずは当該国での権利取得が重要です！



海外では、我が国GI産品とは無関係の**第三者による商標出願や模倣品が多発**しています
ブランド価値を貶め、輸出機会喪失にも繋がるこうした事態を防ぐためには、何よりも、
海外で先に商標登録等を行うことが重要です。

権利を取得していれば、それに基づき、模倣品に対して警告状を送ることも可能です。

日本地理的表示協議会は、GI産品の保護強化のため、以下の取組を行うGI団体、GI申請団体等を支援いたします。

事業内容	補助率・上限	主な補助対象
1 海外へのGI申請・登録及び 商標出願・登録支援		
(1)協力関係にあるタイ・ベトナム・ インドネシアへのGI申請	定額	通訳費、国内外代理人費用、申請 費用、登録料、調査費
(2)その他のGI申請	1/2以内	
(3)海外への商標出願	1/2以内	
2 海外での侵害対策支援	定額	国内外代理人費用、調査費、 異議申立費用、警告状作成費用

公募期間 2025年10月10日(金)まで

以下のいずれかに該当する生産者団体が対象です(詳細は要領をご確認ください)

- ① GI登録済
- ② GI申請中(公示されていること)
- ③ GI申請が確実(生産者団体の総会で議決された等)
- ④ 生産者団体が法人格を有しない場合は、①から③のいずれかの団体に代わって商標出願を行うことについて当該団体と合意した構成員又は当該団体と一体となって知的財産の管理に取り組んでいる等海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援すべきと認められる者

地理的表示海外保護・侵害対策は、日本地理的表示協議会が農林水産省補助事業の一環として実施しています。

お問い合わせ先

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-1-12

日本地理的表示協議会(事務局:一般社団法人食品需給研究センター)

地理的表示海外保護・侵害対策公募係 担当:深澤、江端

TEL: 03-5567-1991 FAX: 03-5567-1960

お問い合わせフォームはこちらから

<https://jgic.jp/script/mailform/contact/>

JGIC

検索



北海道知的所有権センターについて

北海道



北海道 総合政策部 計画局 科学技術振興課
TEL : 011-204-5128
E-mail : sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

北海道知的所有権センター

(北海道から北海道発明協会へ管理運営を委託)

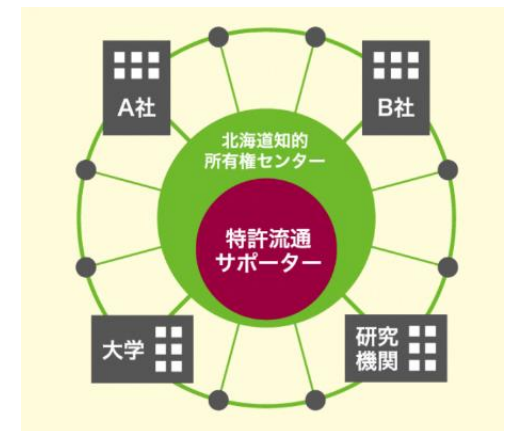
北海道知的所有権センターは、提供可能な特許の発掘、特許導入ニーズの把握から、ライセンス契約に至るまで、特許技術の流通や活用に関する幅広い支援を行います。

- ・ 特許所有者からの特許の円滑な導入や自己の保有する特許の活用のため、企業訪問等により仲介・マッチングを行います。
- ・ 特許流通を促進するため、企業や団体に出向いて説明やアドバイスをを行います。
- ・ 地域の大学や研究機関から生まれる研究成果としての特許技術を企業などで活用していくための橋渡しを行います。
- ・ 企業ニーズに応じて、特許技術を紹介します。

相談や企業訪問は
すべて無料です

利用時間／9:00～12:00、13:00～17:00
休日／土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階
(一般社団法人北海道発明協会内)
TEL:011-747-7481 FAX:011-747-8253
E-mail:hkd-ipcenter@jiii-h.jp
HP:<http://www.jiii-h.jp/ip/>



知的財産マネジメント普及モデル事業

(日本弁理士会北海道会と北海道の連携事業)

道内の中小企業等に対して知的財産を経営に活かす取組を普及するため、弁理士と道職員が訪問し、無料で個別にコンサルティングを行います。

知的財産の活用方法や知財マネジメントの重要性について、アドバイスいたします。

相談事例

- ・ 知的財産を活用した商品の保護方法について
- ・ 特許が難しい商品の保護手法について

お問い合わせ先

北海道総合政策部科学技術振興課

TEL:011-204-5128

E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

商工会議所個別相談会

(一社)北海道商工会議所連合会

政策企画部 担当: 徳井・穂刈

T E L: 011-241-6309

Mail: seisaku@hokkaido.cci.or.jp



一般社団法人

北海道商工会議所連合会

商工会議所個別相談会

INPIT知財総合支援窓口の窓口担当者のご協力を得まして、道内4会議所において、
『知的財産（特許・商標等）に関する個別相談会』を開催しております。

① 札幌商工会議所

- 開催時期：毎月第2水曜日
- 開催場所：札幌商工会議所
中小企業相談所 本所
(北海道経済センター 1階)
- 専門家：INPIT北海道知財総合支援窓口
窓口担当者
- 申込方法：「上記本所窓口」or「インターネット※」
※QRコードより詳細情報をご確認ください。



② 旭川商工会議所

- 開催時期：毎月第1、第3金曜日
- 開催場所：旭川商工会議所
(道北経済センター 3階)
- 専門家：INPIT北海道知財総合支援窓口
相談員、弁理士
- 申込方法：TEL.0166-22-8414
※ご相談は予約制となっておりますので、
事前にお電話でお申し込みください。

③ 北見商工会議所

- 開催時期：7月24日、9月25日、11月27日、
1月22日、3月26日
- 開催場所：北見商工会議所
(北見経済センター 5階)
- 専門家：INPIT北海道知財総合支援窓口
相談員
- 申込方法：「TEL.0157-23-4111」または
「FAX.0157-22-2282」にて事前申込

④ 函館商工会議所

- 開催時期：毎月第2水曜日
- 開催場所：函館商工会議所 本所 1 階
- 専門家：INPIT北海道知財総合支援窓口
相談員、弁理士、
英知国際特許事務所
- 申込方法：「TEL.0138-23-1181」
ないし「申込フォーム※」
※QRコードより詳細情報をご確認ください。



一般社団法人

北海道商工会議所連合会



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

外国への事業展開などを計画されている
道内中小企業等の皆様へ

海外出願支援事業

経済産業省 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）

お問合せ先

部署 企業振興部

TEL 011-232-2403

E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

【補助の概要】

既に特許庁に出願した特許、商標等を、外国での出願・権利化を予定している道内中小企業等に対して、出願に要する費用を補助

補助上限額、補助率

・ 補助上限額

特許 **150**万円

実用新案、意匠、
商標

60万円

冒認対策商標

30万円

・ 補助率

1/2以内

対象となる出願

次の1),2)の要件を
満たす出願

1)既に日本国特許庁
に行っている

- ・ 特許出願
- ・ 実用新案登録出願
- ・ 意匠登録出願
- ・ 商標登録出願

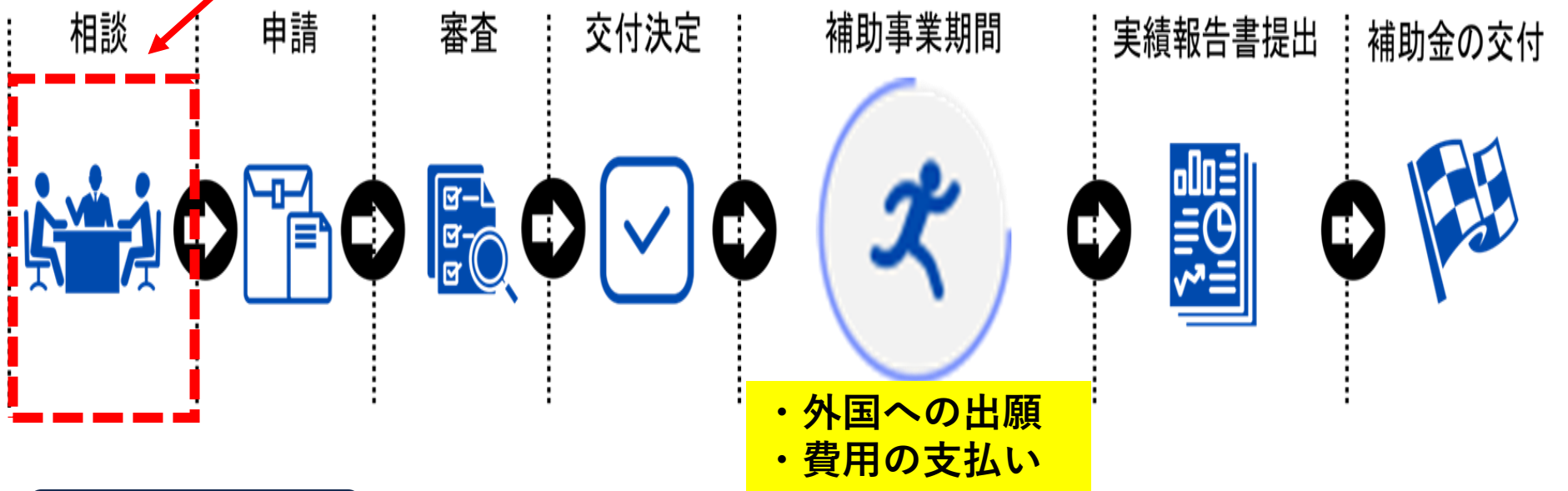
2)事業年度内に優先権
を主張して行う外国
特許庁等への出願

補助対象経費

- ・ 外国特許庁へ
の出願手数料
- ・ 現地代理人費用
- ・ 国内代理人費用
- ・ 翻訳費用など

【相談から補助金の交付までの流れ】

まずは当センターへの相談から



ご注意ください

- 補助の対象となる経費は、交付決定日以降に発注し、補助事業期間終了までに支払を終えた経費に限ります。



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

募集期間

- ・ ~~第1回：2025年4月22日～2025年5月30日~~ **終了**
- ・ **第2回：2025年 7月〇〇日～8月〇〇日 募集期間**

当センターホームページに、事業の概要、募集期間などを掲載しています。

ご不明な点については、お気軽に**お問合せ、ご相談してください。**

お問合せ先

- ・（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部
- ・ TEL 011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp
- ・ URL <https://www.hsc.or.jp>



INPIT北海道知財総合支援窓口、 北海道地方発明表彰について

北海道発明協会実施事業のご紹介

令和7年7月14日

一般社団法人北海道発明協会

事務局長 志賀 守

TEL : 011-747-7481

E-mail : chizai@jiii-h.jp

1. INPIT北海道知財総合支援窓口

(独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)事業)

2. 北海道地方発明表彰

1. INPIT北海道知財総合支援窓口

(独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)事業)

- **INPIT北海道知財総合支援窓口**は、中小企業等が抱える経営課題の解決に向けて、「知財」の側面から支援を行う地域密着型の相談窓口。
- 権利化支援だけでなく、営業秘密管理、オープンクローズなどの知財活用戦略、ブランド・デザイン戦略、知財関係の契約、社内の知財関係規定整備など、必要に応じて**弁理士、弁護士、中小企業診断士、ブランド・デザイン専門家**なども幅広く活用して支援を実施。

2025年度
インピット
INPIT 北海道知財総合支援窓口



中小企業の
知財戦略
を支える
INPIT

あなたの事業を**知財**の面からサポートします

まずはお電話ください！

相談無料
秘密厳守 **011-747-8256**

利用時間 毎週月曜日から金曜日 (祝祭日、年末年始を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00

工業所有権
情報・研修館

INPIT (インピット) は、特許庁と連携しながら
企業における知的財産活用を支援する公的機関です
INPIT 北海道知財総合支援窓口は
INPIT (独立行政法人 工業所有権情報・研修館) の事業です

〈受託機関〉
一般社団法人
北海道発明協会

<ポイント1>

相談無料、もちろん**秘密厳守**です！

<ポイント2>

経験豊富な企業OB等の支援担当者が、相談内容に応じて
アドバイスします！訪問による支援も可能です。

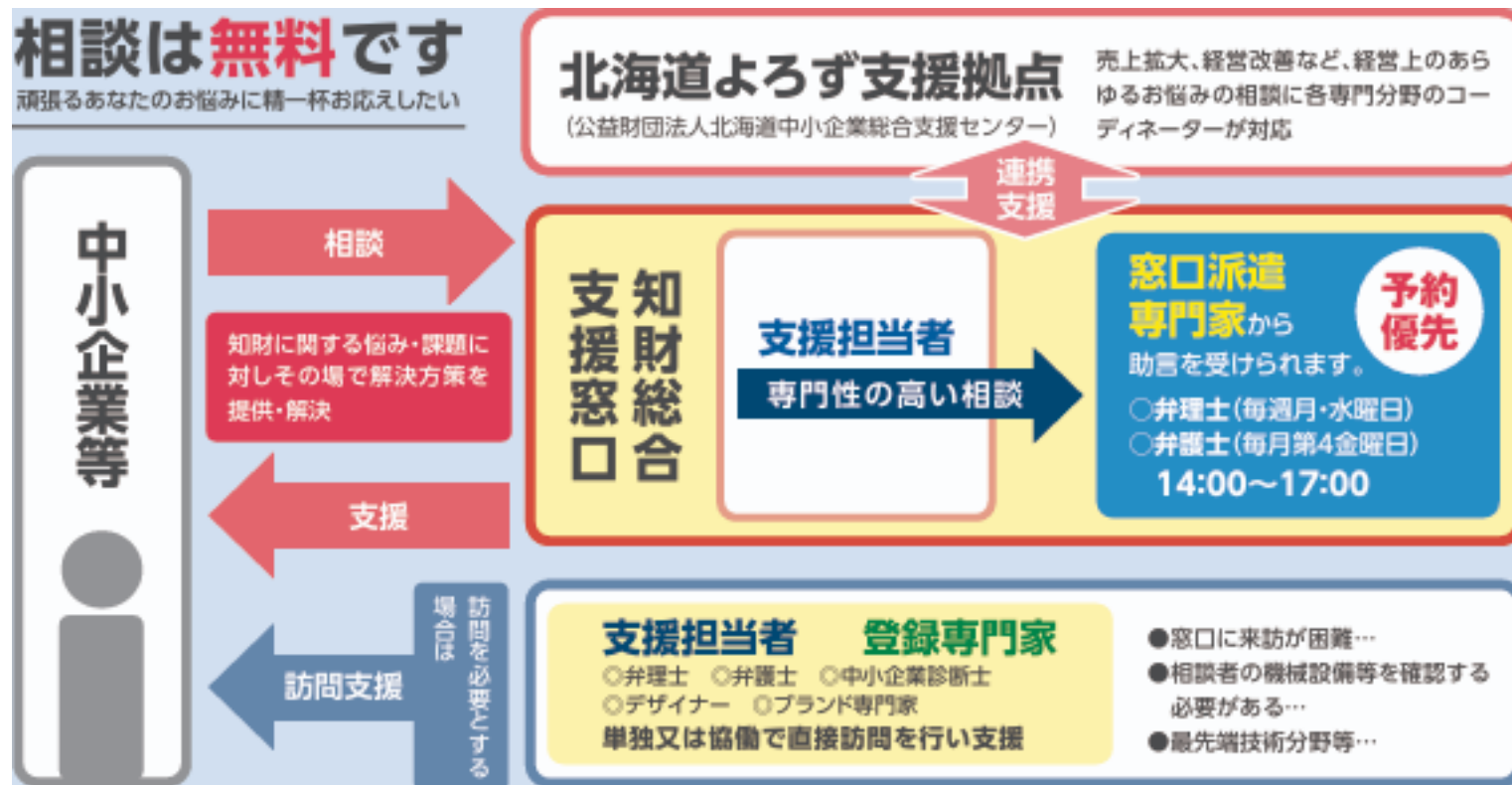
<ポイント3>

専門家からのアドバイスも**無料**で受けられます！

 弁理士 出願手続や拒絶理由通知への対応支援、 オープン&クローズ戦略についてアドバイス	 弁護士 警告を受けた場合や契約案件での法的なアドバイス、 自社商標の侵害に対する対応策をアドバイス
 中小企業診断士 販路開拓や資金調達、 事業展開についてアドバイス	 デザイナー 商品デザイン開発について、市場・ユーザー・生産・ コスト等の視点から多面的にアドバイス
 ブランド専門家 商品やサービスの開発について、ブランド育成や 販売戦略をコンセプト作りからアドバイス	 海外知財専門家 海外企業との契約や海外展開に関する 問題点についての解決策をアドバイス
 営業秘密・知財戦略専門家 権利化/秘匿化(オープン&クローズ)などの知財戦 略や、営業秘密管理について、総合的にアドバイス	 農林水産専門家 地域資源を活用した新たな付加価値の 創出に向けて、6次産業化に関するアドバイス

1. INPIT北海道知財総合支援窓口

(独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)事業)



より専門的な相談や高度な相談については、弁理士や弁護士等の登録専門家と協働して支援を行います。

支援担当者の紹介					窓口派遣専門家		
 浅岡正光 2級知的財産管理技能士 特許・実用新案等、及び機械・制御分野、助成金申請支援	 吉川 毅 2級知的財産管理技能士、1級知的財産士 特許・実用新案等、機械・制御及び計測・計測技術分野	 熊林義晃 1級知的財産士 特許・実用新案等、及び加工製造・加工技術分野、電気・計測分野	 山内陽子 2級知的財産管理技能士 特許・実用新案等、商標・商標等、商標・商標等、及び、農林水産・ブランドデザイン分野	 吉田光則 1級知的財産士 特許、実用新案、化学・材料分野、電子・電気技術分野	 井澤士 古瀬康雄 古瀬康雄	 井澤士 川上大雅 川上大雅	 井澤士 木野村英明 木野村英明
 多田達実 2級知的財産管理技能士、1級知的財産士 特許、実用新案等、機械・制御分野	 富田和彦 2級知的財産管理技能士、1級知的財産士 特許、実用新案等、電気・計測分野、先行技術調査、電子出版	 上原範尚 2級知的財産管理技能士、1級知的財産士 特許、実用新案等、先行技術調査、電子出版	 松浦尚之 2級知的財産管理技能士、1級知的財産士 中小企業支援(商業計画)	 内藤拓郎 弁理士 デザイン分野(特許・実用新案)	 大塚智行 弁理士 特許・実用新案等	 杉田基子 弁理士 特許・実用新案等	 太田悠 弁理士 特許・実用新案等

1. INPIT北海道知財総合支援窓口

(独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)事業)

ご相談方法はいろいろ！

- ・ 窓口
- ・ 電話
- ・ 訪問
- ・ サテライト
(地域支援機関に行ってWeb会議)
- ・ どこでもサテライト®
(企業から Zoom等でWeb会議)

2025年度
インビット

INPIT 北海道知財総合支援窓口



中小企業の
知財戦略
を支える
INPIT

あなたの事業を**知財**の面からサポートします

まずはお電話ください！

相談無料
秘密厳守

011-747-8256

利用時間 毎週月曜日から金曜日 (祝祭日、年末年始を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00

《受託機関》
一般社団法人
北海道発明協会

INPIT (インビット) は、特許庁と連携しながら
企業における知的財産活用を支援する公的機関です
INPIT北海道知財総合支援窓口は
INPIT (独立行政法人 工業所有権情報・研修館) の事業です



✓ 訪問支援可



✓ 相談無料



✓ 秘密厳守

1. INPIT北海道知財総合支援窓口

(独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)事業)

一つでも思い当たる方は…

北海道知財総合支援窓口へ！

「知財」!?
実際のところ良く分からない。

我が社にも
営業秘密はあるだろうか?

独自技術で、何か事業が
できないだろうか?

社員の知財スキルアップ
のためにはどうしたらよいのだろう…

この研究開発の成果
特許を出すべきか
出さざるべきか…

このデザインを
真似されたくない!

商標特許を取得した!
でもどうやって活用したら…

新しい商品の
ネーミングを考えている…

我が社の商品と
そっくりな商品が…! まさか…模倣…!?

職務発明規程は
どうやってつくるの?

警告書が届いた。
他社の権利を侵害している!?

海外にも
事業を展開したい!

ひらめいた!

一般社団法人 北海道発明協会内
インピット **INPIT 北海道知財総合支援窓口**

〒060-0807
札幌市北区北7条西4丁目1-2
KDX札幌ビル5階
北海道知的財産情報センター



TEL 011-747-8256

FAX 011-747-8253

E-mail chizai@jiii-h.jp

<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hokkaido/>

利用時間 / 9:00~12:00、13:00~17:00

休 日 / 土曜・日曜・祝祭日、年末年始 (12月29日~1月3日)



1. INPIT北海道知財総合支援窓口 (独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)事業)

➤ 札幌以外にも以下の窓口を開設しています。

- ① **臨時窓口 (外部相談会)**
- ② **サテライト窓口**
- ③ **どこでもサテライト**

INPIT北海道知財総合支援窓口は、各地区機関と連携して相談会を開催しています /

外部相談会
開催場所

**札幌市大通地区 公益財団法人
北海道中小企業総合支援センター**
TEL 011-232-2402
札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
毎月 月曜、火曜(要予約)
13:00~16:00

**札幌市大通地区 札幌商工会議所
中小企業相談所本所**
TEL 011-231-1766
札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階
毎月 第2水曜、2月 第3水曜
13:00~16:00

函館地区 函館商工会議所
TEL 0138-23-1181
函館市若松町7-15
毎月 第2水曜、2月 第2火曜
11:00~16:00

旭川地区 旭川商工会議所
TEL 0166-22-8414
旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階
毎月 第2金曜、3月 第3水曜、5月 6月 10月 第2金曜の日に限定
11:00~16:00

帯広地区 LAND
TEL 0155-65-4167
(帯広市経済企画課)
帯広市西2条南1丁目12番地1 天光堂ビル1階
毎月 第3水曜
11:00~16:00

北見地区 北見商工会議所
TEL 0157-23-4111
北見市北3条東1丁目 北見経済センタービル6F
奇数月 第4木曜 (5月なし)
13:00~16:00

釧路地区 釧路工業技術センター
TEL 0154-55-5121
釧路市島崎南7丁目2-23
奇数月 第3火曜
13:00~16:00

どこでもサテライト®

どこでもサテライト予約

Web会議システム「Zoom」「Microsoft Teams」を利用した
「どこでもサテライト」を運用しています。
会社や自宅のパソコン等から相談が出来ます。

【お申込み方法】 ※予約優先
電 話: 011-747-8256
(INPIT 北海道知財総合支援窓口)
メール: chizai@jiii-h.jp

札幌市、旭川市、帯広市、函館市に地域に詳しい支援担当者 (周知担当) を配置しています。
相談者・支援機関・各窓口の橋渡しをし、サポートします。

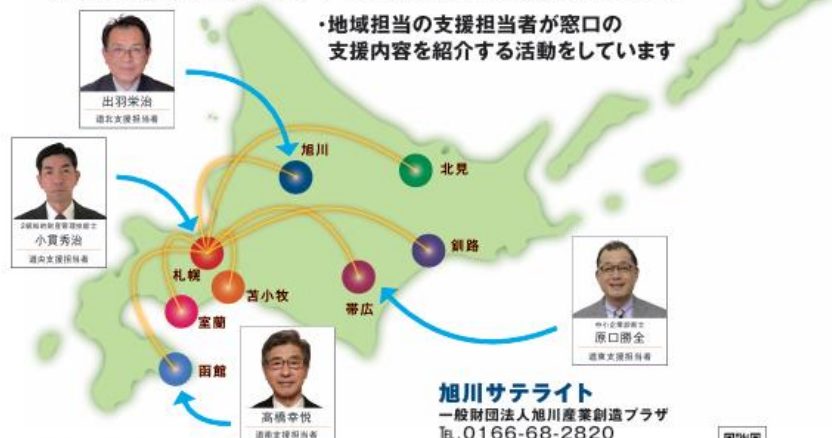
INPIT北海道知財総合支援窓口 サテライト

利用
時間 9:00~12:00 13:00~17:00

※土・日祝日及び年末年始は受付を行っていません。
詳細はお近くのサテライトまたは、011-747-8256 まで
お問い合わせください。

・テレビ会議システムで各サテライトと窓口を繋ぎ、対面相談が出来ます

・地域担当の支援担当者が窓口の
支援内容を紹介する活動をしています



苫小牧サテライト
苫小牧市テクノセンター
TEL 0144-57-0210
〒059-1362 苫小牧市柏原32番地27

室蘭サテライト
公益財団法人室蘭テクノセンター
TEL 0143-45-1188
〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号

函館サテライト
公益財団法人函館地域産業振興財団
TEL 0138-34-2600
〒041-0801 函館市桔梗町379番地
北海道立工業技術センター内

帯広サテライト
公益財団法人とかち財団
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
TEL 0155-37-8383
〒080-2462 帯広市西2条北2丁目23番地10

旭川サテライト
一般財団法人旭川産業創造プラザ
TEL 0166-68-2820
〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号
旭川リサーチセンター内

旭川商工会議所
TEL 0166-22-8411
〒070-8540 旭川市常盤通1丁目
道北経済センター3階

北見サテライト
北見ビジネス総合サポートセンター・北見商工会議所
TEL 0157-57-5677
〒090-0023 北見市北3条東1丁目25番地
北見経済センタービル5F

北見工業技術センター
TEL 0157-31-2705
〒090-0836 北見市東三輪5丁目1番地4

釧路サテライト
公益財団法人釧路根室産業技術振興センター
TEL 0154-55-5121
〒084-0905 釧路市島崎南7丁目2番23号
釧路工業技術センター内



2. 北海道地方発明表彰

地方発明表彰とは

技術者・研究開発者を表彰します

大正10年に開始した地方発明表彰は、実施されている優れた発明、考案又は意匠を生み出した技術者・研究開発者を顕彰するものです。昨年は、全国で1,302名の方が表彰されました。この表彰を通じてご自身の発明等を社会にアピールするチャンスです。

（応募対象となる発明等は、特許、実用新案又は意匠登録され実施されていることが必要です。）

地域産業を牽引する発明等を募集します

全国を8地方（北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州）に分けて実施しています。それぞれの地方から生まれた、優れた発明等を募集しています。

さらなる飛躍のチャンスです

地方発明表彰は、全国規模で実施する[全国発明表彰](#)に繋がっています。さらに優れた発明の完成者には文部科学大臣表彰、国の栄典(叙勲・褒章)という道も開かれています。地方発明表彰を契機としてこれらを受章された方も多く、発明協会は推薦機関として優秀な科学技術功労者を積極的に推薦しています。

歴史ある表彰事業です

明治37年に設立された発明協会の事業の柱でもある表彰事業。その中でも、地方発明表彰は大正10年より開始した事業であり、本表彰の歩みは、日本の科学技術進展の足跡といえます。

年間スケジュール

2～3月 応募期間

4～9月 審査期間

10月下旬 表彰式（R7：函館市、R8：札幌市）

表彰

審査の結果、技術的に優秀かつ、実施効果の高い技術やデザインを生み出した発明者等、またその実施者の皆様に対し、次の各賞を贈呈します。

(1) 発明者に対する表彰

◆特別賞

文部科学大臣賞 特許庁長官賞 中小企業庁長官賞
経済産業局長賞 発明協会会長賞 日本弁理士会会長賞
知事賞等

◆発明奨励賞

(2) 実施者に対する表彰

◆実施功績賞

お問い合わせ先

一般社団法人北海道発明協会

TEL 011-747-7481 E-mail : jijii-hkd@basil.ocn.ne.jp

(おまけ) 北海道知的所有権センター (北海道受託事業)

- **北海道知的所有権センター**は、提供可能な特許の発掘、導入ニーズの把握から、ライセンス契約に至るまで、特許技術の流通や活用に関する幅広い支援を行います。

- 特許所有者からの特許の円滑な導入や自己の保有する特許の活用のため、企業訪問等により仲介・マッチングを行います。
- 特許流通を促進するため、企業や団体に出向いて説明やアドバイスをします。
- 地域の大学や研究機関から生まれる研究成果としての特許技術を企業などで活用していくための橋渡しを行います。
- 企業ニーズに応じて、特許技術を紹介します。

最新の技術やアイデアの宝庫である特許情報を大いに活用しましょう

開放特許を「広く開示」したい

自社の特許を「他社にライセンス」したい

契約の仕方、「契約書」はどうすれば良いのか

事業化に向けた「支援策」を知りたい

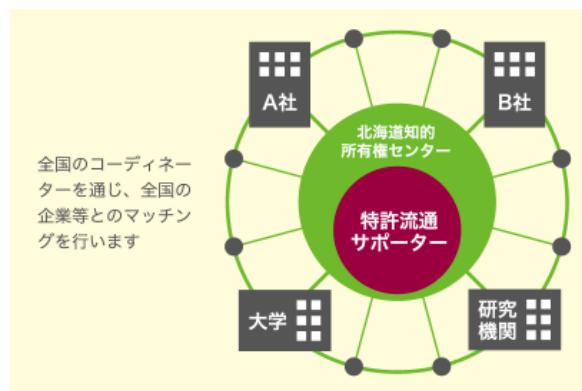
必要な「技術シーズ」はどこにあるのか

「ライセンス交渉」はどうすれば良いのか

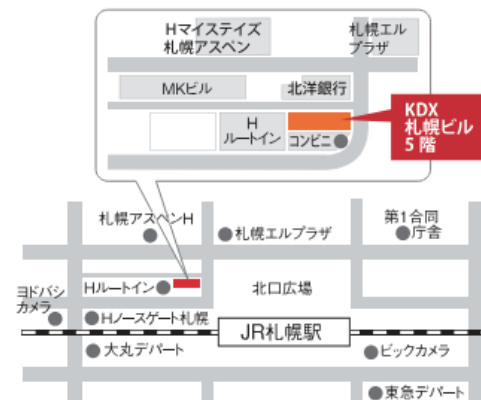
自社技術を「活用できる企業」はないのか

「先行技術」を調査したい

「専門家」に相談したい



所在地 location



◎利用時間／9:00～12:00、13:00～17:00

◎休日／土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1-2
KDX 札幌ビル 5F

TEL. 011-747-7481 FAX. 011-747-8253

E-mail. hkd-ipcenter@jiii-h.jp

ご清聴ありがとうございました